

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.9財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

1 紙与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替

紙与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

2 紙与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化

① 紙与収入が850万円超の者の紙与所得控除を引き下げるとともに、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

② 公的年金等収入が1,000万円超の者又は公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の者の公的年金等控除を引き下げる。

③ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が遞減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

二、法人課税

1 所得拡大促進税制の改組

所得拡大促進税制を改組し、継続雇用者給与等支給額が対前年度比3%以上の増加及び国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上の要件を満たす場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除（人材投資を増加した企業には税額控除率を5%上乗せ）ができる制度とする。

2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等に資する設備投資に対する30%の特別償却又は3%の税額控除（継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上の場合は5%）ができる制度を創設する。

3 租税特別措置の適用要件の見直し

大企業について、所得金額が前期の所得金額以下の一定の事業年度を除き、継続雇用者給与等支給額が前年度を超えること、国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えることの要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除の適用を停止する。

三、資産課税

事業承継税制について、10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の3分の2）の撤廃・納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、最大3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大する等の措置を講ずる。

四、国際課税

国内に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設（P E）」の範囲について、租税回避を防止するための見直しを行う。

五、その他

1 大法人について、法人税等の電子申告を義務化する。

2 たばこ税の税率を1本当たり0.5円ずつ3段階で合計1.5円引き上げるとともに、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

3 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成30年度の租税減収見込額は、約14億円である。

【附帯決議】(30.3.28財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

国際観光旅客税法案(閣法第2号)

(衆議院 30.3.9可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税義務者

国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等とする。

二、課税の対象

課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国とする。

三、税率

税率は、本邦からの出国1回につき、1,000円とする。

四、その他

納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年1月7日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成30年度の租税增收見込額は、約60億円である。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.26国土交通委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路法の一部改正

1 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならぬ

いこととともに、道路管理者は、道路占用者がこの基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることがすることとする。

2 道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合においては、当該歩道の占用を禁止し、又は制限することができるこことする。

3 道路管理者は、沿道区域内にある土地等の管理者に対して、道路区域外からの落石等を防ぐための措置を命じた場合においては、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととする。

4 国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路を「重要物流道路」として指定することができることとする。

5 重要物流道路に係る道路の構造の技術的基準は、これにより貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならないこととする。

6 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、重要物流道路及びその代替・補完路に係る道路の啓開及び災害復旧を、都道府県又は市町村に代わって、自ら行うことができることとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の1による命令を行うものとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

1 地方公共団体に対する道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間について、平成30年度以降10年間延長するとともに、補助国道の修繕についても特例措置を適用することとする。

2 国は、重要物流道路である高速自動車国道等と商業施設等を直結する特定連絡道路に関する工事を行おうとする者に対し、都道府県又は市町村が当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとする。

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三の1の改正規定は、平成30年4月1日から施行することとする。

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.29国土交通委員会付託 4.4本会議修正議決 ※)

※ 30.4.4、衆議院へ回付。4.10、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めることとする。

二 法律の目的を「外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資すること並

びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与すること」に改めることとする。

三 國土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を拡充することとする。

四 地方運輸局、関係都道府県及び観光関係団体は、1又は2以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとする。

五 外客来訪促進計画の策定主体を協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めることとする。

六 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

七 政府は、国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策（国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する施策、我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する施策並びに地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する施策）に必要な経費に充てるものとともに、金額の算出については、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

八 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十 この法律は、平成30年4月1日から施行することとする。ただし、六の改正は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【修正要旨】

この法律の施行期日を「平成30年4月1日」から「公布の日」に改めるものである。

【附帯決議】(30.4.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 国際観光旅客税の導入に当たり、課税の対象である出国者に混乱を來さないよう国内外において新制度の周知の徹底を図ること。また、周知に当たっては、納税者の理解が得られるよう、国際観光旅客税の受益と負担の関係について丁寧な説明を行うこと。

二 国際観光旅客税を財源とする施策を実施するための予算の配分に当たっては、透明性や公平性を確保し、使途を厳格にすること。

三 国際観光旅客税の税収を充当する3分野については、予算の適正な運用と透明性を確保するとともに、無駄遣いや野放図な歳出拡大につながらないよう、公正な第三者機関等による執行状況を厳正に監視する体制を構築すること。

四 国際観光旅客税の税収の使途については、本法施行後3年を目途にその在り方について検討を加え、結果を公表するとともに国会に報告すること。

五 国際観光旅客税を財源とする施策の実施に当たっては、負担者である日本人と訪日外国人旅行者双方が直接的に受益を実感できる使途に充当するべきであり、ストレスフリーで快適かつ安全・安心な旅行が実感できるよう、出入国手続の簡素化、保安検査の円滑化・厳格化等、空港や港湾に係る環境整備の充実を図ること。

- 六 外国人観光旅客の地方誘客の拡大につながる観光地づくりの実現に意欲的な地域に対し、必要に応じ、文化財の保護にも配慮した観光資源の商品化及びブラッシュアップ並びに人材及びノウハウの提供等に係る支援を行うこと。
- 七 外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会が組織される場合においては、地域の実情に応じて多様な主体による均衡の取れた構成により適切かつ円滑に運営され、その実効性が確保されるよう、必要な支援に努めること。
- 八 外国人観光旅客利便増進措置については、事前の意見聴取を十分に行うとともに、公共交通事業者等に対する必要な支援等を行うこと。また、二次交通や三次交通の充実・強化等を図る取組を推進すること。
- 九 國際観光旅客税は出国する日本人も課税対象となることに鑑み、国際交流に資するアウトバウンドの活性化につながる取組を強化すること。
- 右決議する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 30.3.23可決 参議院 5.16内閣委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るために、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として行われなければならない。また、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならない。

二、基本指針

内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

三、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定等

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は同法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 地方公共団体は、四の会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、1の認定の申請があった場合において、計画が基本指針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

四、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

地方公共団体は、計画の案を作成し、及び地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施する大学及

び事業者等と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織することができる。

五、交付金の交付

国は、三の3の認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定を受けた計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

六、特定地域内学部収容定員の抑制

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、一定の場合を除き、特定地域内学部収容定員（特定地域（大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域をいう。）内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。）を増加させてはならない。

七、地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

八、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日又は公布の日のいづれか遅い日から施行する。
- 2 六は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。また、平成36年3月31日までに、特定地域内における専門職大学等の設置等について認可を受けた場合等においては、適用しない。
- 3 政府は、平成36年3月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について、平成40年3月31日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(30.5.24内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 内閣総理大臣が、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画を認定するに当たっては、明確な評価基準を設けることにより、審査の客観性及び透明性を確保すること。
- 二 地域における大学振興・若者雇用創出事業に対する交付金については、当該地方公共団体が作成した計画の実現のために効果的な活用がなされているか、地域における雇用創出との相関関係があるものなのかを含め、運用状況の検証を行うこと。
- 三 交付金の規模や認定件数等については、地域における大学振興・若者雇用創出事業の実施状況及び地方公共団体の意見を踏まえ、弾力的に見直すこと。その際、優れた取組を重点的に支援する趣旨に十分配慮すること。
- 四 特定地域内学部収容定員を抑制するに当たっては、時代の要請を踏まえた学部の再編等が円滑に行われるよう配慮し、大学の自主性及び自律性を侵害しないこと。
- 五 収容定員の抑制期間が10年と長期にわたることから、途中の年度において、その運用状況及び効果について検証を行うとともに、大学の国際競争力を損なうことのないよう定員抑制措置の隨時の見直しを行うこと。
- 六 収容定員を抑制する特定地域については、今後政令で定めることが予定されている東京23区以外の地域に安易に拡大しないようにすること。
- 七 収容定員抑制の例外となる基準を明確にし、大学の運営に混乱を来すことのないようにすること。
- 八 若者にとって魅力ある就業の機会が地域において確保されるよう、良質な雇用機会の創出、企

業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の見直し、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出等に必要な施策を推進すること。

右決議する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 30.3.16可決 参議院 3.23内閣委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

子どものための教育・保育給付の費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(二の1において「施設型給付費等負担対象額」という。)の満3歳未満児相当分については、その6分の1を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てる。

二、拠出金

- 1 一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満児相当分の費用に限る。)を追加する。
- 2 拠出金の率の上限を1,000分の4.5に引き上げる。

三、保育充実事業

- 1 保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、保育に係る子ども・子育て支援に関する事業(以下「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができる。
- 2 1の市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができる。
- 3 国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。
- 4 都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができる。

四、施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)について所要の改正を行う。

【附帯決議】(30.3.29内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更に当たっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 二 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 三 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査に当たっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 四 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、

利用者への情報提供等が可能となるよう配慮すること。

五 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる1兆円超のうち、消費税財源以外から確保する0.3兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。

六 噴緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 30.3.23可決 参議院 5.16内閣委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画の記載事項の追加等

1 地域再生計画に記載することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備事業について、名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に改め、準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）において特定業務施設を整備する事業を追加する。

2 地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。

(一) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者（以下「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進活動」という。）に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関するもの

ア 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

イ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

(二) 商店街活性化促進区域（地域における経済的社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であって、当該商店街における小売商業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。）において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（以下「商店街活性化促進事業」という。）に関するもの

二、特定地域再生事業に係る課税の特例の見直し

特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例において、認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うよう改める。

三、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等

1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業であって一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人が作成することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備計画の名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に改める。

- 2 特定業務施設を集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるもの（東京23区）から移転する場合の課税の特例の対象地域を拡大する。また、地方公共団体に対する減収補填措置の対象に、東京23区から移転を行った者に対して課税免除を行った場合を追加する。

四、地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画（地域来訪者等利便増進活動計画）の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付（活動により利益を受ける事業者の3分の2以上の同意を要件に、認定市町村が、地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の事業者から徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に交付）等を追加する。

五、商店街活性化促進事業計画の作成等

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、商店街活性化促進事業の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）の作成、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるものの利活用を促すため、その所有者等に対して認定市町村が行う指導・助言・勧告等の手続、同計画に基づく商店街振興組合法及び中小企業信用保険法の特例を追加する。

六、施行期日

この法律は、平成30年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（30.5.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等については、移転型事業に係る支援対象地域の拡大後の企業の動向等も踏まえ、より東京一極集中の是正に資するものとなるような見直しを検討するとともに、地方に本社機能を置く企業が当該地域において持続的な成長が可能となるよう、企業の地方拠点強化のための環境整備を行う地方公共団体に対し、地方創生推進交付金の重点的な交付を始めとした各種支援措置を講ずること。
- 二 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制については、適用実態も踏まえつつ、現物出資等の場合の取扱いも含め、制度の在り方について検討を行うこと。
- 三 企業の地方拠点強化に関する課税の特例及び小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制の利用が低迷している実情に鑑み、これらの制度の趣旨及び内容について、地方公共団体及び事業者等に周知すること。
- 四 地域来訪者等利便増進活動の推進に当たっては、それぞれの地域の特性に応じた活動が実施されるよう、計画の作成、受益事業者の合意形成及び認定市町村における条例の制定等の方法に関するガイドラインの作成等により、地方公共団体に対し適切な情報提供を行うこと。
- 五 地域来訪者等利便増進活動の公益性の高さに鑑み、同活動に資する税制上の取扱いを含めた支援の在り方について検討を行うこと。
- 六 地域再生制度の支援措置については、地方公共団体の要望等を踏まえ、引き続き、その充実・強化及び周知に努めるとともに、地方公共団体による地域再生制度に係る各種計画の作成に当たって、必要な支援を行うこと。
- 七 人口減少の克服、東京一極集中の是正等を実現するためには地方公共団体による長期的な取組が必要であることに鑑み、地方創生推進交付金に必要な予算について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等を踏まえつつ、安定的かつ継続的に確保すること。また、同交付金が、自由度の高い、使い勝手の良いものとなるよう、地方の意見を聴きつつ、不斷の見直しを行うこと。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.16総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

働き方の多様化への対応等の観点から、基礎控除等の見直しを行う。

二、固定資産税及び都市計画税

平成30年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

三、地方のたばこ税

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げ等の見直しを行う。

四、税務手続の電子化

法人住民税、法人事業税等について、その申告書等を地方税関係手続用電子情報処理組織によって提出することを義務付けるとともに、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行う。

五、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 30.2.28可決 参議院 3.16総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成30年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額及び地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆85億円とする。
- 2 平成28年度における地方交付税の精算減額2,245億円について、平成34年度から平成38年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額する。
- 3 平成30年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 平成30年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,257億円を確保することとし、総額4,227億円とする。

二、施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 30.4.3可決 参議院 4.4法務委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るために、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を50人増加し、2,085人に、判事補の員数を25人減少し、952人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少し、2万1,848人に改める。
- 三 この法律は、平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 30.4.10可決 参議院 4.11法務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関する日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 人事訴訟法の一部改正

人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にある場合や身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合等に、日本の裁判所に提起することができる。

二 家事事件手続法の一部改正

養子縁組をするについての許可の審判事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に関する審判事件、家事調停事件等の家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

三 民事執行法の一部改正

外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、原則として、家庭裁判所が管轄する。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.14法務委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 商法の一部改正

1 陸上運送に関する第2編第8章の規定を海上運送、航空運送及び複合運送にも妥当する総則的規律に位置付けるため、運送人の定義等に関する規定を設ける。

2 荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとの規定や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日から1年以内に裁判上の請求がされないとときは消滅するとの規定を設けるなど、運送全般に関する規定の整備を行う。

3 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権のうち財産権の侵害を理由とするものは、不法行為の時から2年間行使しないときは、時効によって消滅するとの規定や、船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権を有する者は、船舶及びその属具について第1順位の先取特権を有する旨の規定を設けるなど、海商全般に関する規定の整備を行う。

4 第2編第5章から第9章まで及び第3編について、その表記を平仮名・口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化を行う。

二 国際海上物品運送法の一部改正

船舶先取特権に関する規定を削るなど、国際的な海上物品運送に関する規定の整備を行う。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の基本税率等の見直し

ラミー糸及び剣道用の小手の基本税率の撤廃等を行うとともに、化粧品及び繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。

二、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰金額を引き上げる。

三、暫定税率の適用期限の延長等

- 平成30年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（392品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。
- 輸入申告された貨物が特恵受益国の原産品であることを確認するための手続等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成30年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入事案が多発する中、税關においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税關業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税關業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税關職員の定員の確保、待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 30.3.29可決 参議院 4.2厚生労働委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

法の有効期限（平成30年5月16日まで）を5年延長し、平成35年5月16日までとする。

二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

法の有効期限（平成30年6月30日まで）を5年延長し、平成35年6月30日までとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.4.5厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 特別措置の対象となる駐留軍関係離職者及び漁業離職者には、年齢や経験などの理由で再就職

が困難な高年齢者が多く、本措置による再就職の実績が少なくなっている状況を踏まえ、希望する対象者の確実な再就職につながるよう、職業訓練の内容提供方法等を個々の離職者の年齢や経験に応じたものに見直すほか、職業訓練等の効率的かつ効果的な運用に向けて抜本的な見直しを含めて検討すること。また、駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条第3項の規定に基づき、駐留軍関係離職予定者に行われる離職前職業訓練の内容と水準を考慮しつつ、公共職業安定所による就職指導及び職業紹介を本人の適性を踏まえた上で行うように努めること。さらに、平成21年度まで実施されていた「駐留軍関係離職者帰すう状況調査」を対象者の負担の軽減に配慮した上で再開することを含め、離職者のニーズや再就職の実態把握に努めること。

二、とりわけ駐留軍関係離職者については、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく在日米軍の再編やその他の米軍側の事情などによる離職者の発生状況や規模、対象者の希望等をできるだけ早期に把握し、本法に基づく措置の有効性を分析した上で、駐留軍等労働者の雇用の維持と生活の安定等を確保する観点から法制度の在り方を含め必要な支援策について検討し、所要の措置を講ずること。

三、また、同様の観点から、駐留軍等労働者について時間外労働等に関する労使協定の締結及び行政官庁への届出等、我が国の労働法令の趣旨に則った所要の措置を労務提供契約に盛り込むこと等について米国との協議を進め、早期に改善を進めること。

四、在日米軍による部隊の縮小に際しては、駐留軍等労働者の雇用の維持等に必要な予算を確保すること等を通じ、可能な限り駐留軍関係離職者を生じさせないための措置を雇用主として講ずるよう努めること。

五、国際漁業再編対策を実施する場合には、漁船の規模を適切なものとするよう努めるとともに、代替漁法への転換等の各種の支援策等を通じ、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

水産加工業施設改良資金通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 30.3.23可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成35年3月31日までの5年間延長しようとするものである。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 30.3.22可決 参議院 3.26環境委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するために、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、平成30年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.3.29環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、被認定者の年齢構成は、30代、40代の者が全体の半数近くを占めることから、制度の維持及び財源の安定的な確保に努めること。また、制度の適切な在り方について、被認定者等の要望等を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

二、自動車NOx・PM法による取組を始め、各種次世代自動車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。

三、PM2.5及び光化学オキシダント等による大気汚染については、国内における排出源対策を着実に推進するとともに、必要に応じて追加的な排出抑制策を検討すること。また、科学的知見の充実に一層努めるとともに、アジア各国との越境汚染対策に関する協力を推進すること。

右決議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 30.4.10可決 参議院 4.11内閣委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、再生支援決定等の期限の延長

再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成30年3月31日）を平成33年3月31日に延長する。

二、業務の完了期限の延長

一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならぬ期限（平成35年3月31日）を平成38年3月31日に延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.5.15内閣委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）への改組時に追加された業務のうち、特定信託引受け及び特定出資の2つの業務については、実績がゼロであったことに鑑み、このような状況が繰り返されないよう努めること。

二 機構は、延長を認められた業務については、当該業務を通じ、地域において自律的かつ持続的に地域経済活性化等が行われるよう、地域人材や地域金融機関等に地域経済活性化支援のノウハウを延長期間内に移転するよう最大限努めること。

三 機構は、将来的には地域金融機関等が主体的にファンドを設立、運営できるよう、各ファンドへの出資については極力減らすとともに、専門人材の育成等に注力すること。

四 政府は、機構が時限的組織であることに鑑み、機構の業務が地域金融機関等の扱い得る業務に対して、民業圧迫とならないよう徹底させること。

五 機構は、地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウの移転が不十分な地域がないかを検証し、延長を認められた期間を有効に活用して地域における人材育成に寄与する地域経済活性化支援に努めること。

六 政府は、機構の業務完了後においても、特定専門家派遣等の地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウが引き続き活用されるよう、必要な体制を整備するための検討を行うこと。

七 機構は、収益の改善に向けて、ファンド運営の収益性の向上や更なるコストの削減等に取り組むよう努めること。

八 政府は、中小企業における事業承継の円滑化を図るため、経営者保証が極力徴求されることのないよう必要な取組を行うこと。

九 政府は、機構が中小企業への支援を通して得た知見を金融行政に反映させるために必要な検証を行うこと。

十 政府は、効果的かつ効率的な地域経済活性化支援が行われるよう、官民ファンドの連携の強化

にとどまらず、必要に応じ、官民ファンドの在り方について検討を行うこと。また、人材不足が深刻な地域の中小企業のグローバル化・技術革新への適応を促進する環境を整備するための新たな支援・組織の在り方についても検討を行うこと。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 30.5.15可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業に関する国による支援機能の強化等

- 1 特定事業の実施に関する基本的な方針に定める事項として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加する。
- 2 公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 4 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、特定事業の実施に関する方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

二、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例

公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設ける。

三、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置

平成30年度から平成35年度までの間に、次に掲げる地方公共団体から、旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金であって、年利3パーセント以上のもののうち、水道事業等に係る公共施設等（公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設等に充てられた金額に相当するものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると政府が認めるときは、政府等は、一定の要件の下で、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとする。

- 1 平成29年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する条例（以下「水道事業等公共施設等運営権条例」という。）を定めており、これに基づいて平成30年度から平成32年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体
- 2 平成30年度から平成33年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律の一部を改正し、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、三に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

【附帯決議】(30.6.12内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 PPP/PFIを推進するに当たっては、公共施設等運営権（コンセッション）方式を始めとするPFI手法の導入ありきではなく、地方公共団体が地域の実情に応じて官民連携の多様な手法を検討し、適切な選定ができるよう、地方公共団体の自主性・自律性を尊重すること。
 - 二 公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する場合や、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し助言等を行う場合にあっては、特定の民間事業者への誘導や、地方公共団体の判断への介入を疑われることのないよう、適正かつ公正に運用すること。
 - 三 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の二重適用問題の解消については、本法による対応にとどまらず、運営権者による自由度の高い運営及び更なる負担の軽減に資する支援の在り方について、引き続き検討を行うこと。
 - 四 本法による補償金免除繰上償還については、上下水道コンセッションを導入する先駆的取組に限り特例的に認めるという趣旨に鑑み、今後は、財政投融資制度の健全性の維持、地方公共団体間の公平性及び地方財政運営の規律の確保の観点から、同様の補償金免除繰上償還を実施することは厳に慎むこと。
 - 五 PFI事業の実施に当たっては、地域金融機関の役割や、地域の民間事業者の参加を得て地域の実情を踏まえた事業を展開することが、地域経済の活性化や施設の維持管理等にとっても重要であることから、地方公共団体等に対して、地域の産官学金が参加する地域プラットフォームの組織化や、地域の民間事業者の参加を促す工夫を行っている取組等に関する情報の提供を始め、適切な支援を実施すること。
 - 六 PPP/PFIの評価・検証を行うに当たりその実施状況を把握するとともに、PPP/PFIの透明性向上させる観点から、定期的に実施状況を公表するなど、海外の事例も参考にしつつ、PPP/PFIの更なる「見える化」に努めること。
 - 七 今後とも、安全・安心な水を安定的に確保するとともに、衛生的で安心な都市環境を維持するため、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化等の課題を抱える上下水道事業の経営が持続可能なものとなるよう、官民連携の推進にとどまらず、広域化・共同化等を推進することにより、関係府省間で連携してこれらの課題解決に当たること。
- 右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 30.3.16可決 参議院 3.26外交防衛委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 (閣法第20号)

(衆議院 30.4.27可決 参議院 5.18厚生労働委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うよう努めるものとし、厚生労働大臣は、両事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。また、両事業が効果的かつ効率的に行われている場合は、国は、予算の範囲内において、都道府県等が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用の3分の2以内を補助することができるものとする。
- 二 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの等に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業を生活困窮者一時生活支援事業に追加する。
- 三 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業等を子どもの学習支援事業に追加し、子どもの学習・生活支援事業とする。
- 四 都道府県等は、その所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。
- 五 医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 六 都道府県知事等は、一定の要件に該当する被保護者であって教育訓練施設のうち厚生労働省令で定めるものに確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給するものとする。
- 七 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施するものとする。
- 八 住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の規制を強化するとともに、無料低額宿泊所等において、被保護者に対する一定の日常生活支援事業を行う仕組みを創設する。
- 九 児童扶養手当の支払期月を毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期とする。
- 十 この法律は、一部を除き、平成30年10月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.31厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、経済的に困窮する単身者や年金だけでは最低限度の生活を維持できない高齢者の数が増加し、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状等を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度それぞれの理念や目的の達成を確保する観点からの両制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
 - 二、新たに定められる基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を

果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者ができるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。

三、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後3年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。

四、生活困窮者就労準備支援事業については、求職者支援制度を始めとする他の就労支援関連施策との整合性と連続性を図りつつ、生活安定のために有効な支援のための施策について更なる検討を行うこと。

五、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

六、就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。

七、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

八、生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働くよう雇用の安定と待遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

九、各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図るなど、適切な人員体制を確保すること。

十、後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

十一、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要とされる支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。

十二、自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であ

ことから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

十三、生活保護制度は、憲法第25条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないよう十分に留意するとともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。

十四、生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成30年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護が受けられなくなった世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

十五、児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。

十六、専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。

十七、学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

右決議する。

生産性向上特別措置法案(閣法第21号)

(衆議院 30.4.17可決 参議院 4.18経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 革新的事業活動実行計画

政府は、革新的事業活動（国際競争力を早急に強化すべき事業分野に属する事業活動であって、革新的な技術又は手法を用いて行うもの）の促進に関する施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、計画実行期間、基本的な方針、重点施策の内容等を定める革新的事業活動実行計画を作成し、公表するものとする。また、政府は、毎年度、重点施策の進捗及び効果に関する評価を行い、実施状況、評価結果等を公表するものとともに、報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

二 新技術等実証の促進（「規制のサンドボックス」制度の創設）

1 「新技術等実証」とは、新技術等（革新的事業活動において用いようとする技術又は手法であって、著しい新規性を有するとともに、高い付加価値を創出する可能性があるもの）の実用化の可能性について行う実証であって、その実施期間及び当該実証に参加する者の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ること等の措置を講じて行うものであること等の要件に該当するものをいう。

2 政府は、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定め、公表するものとする。

- 3 新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、適用を受けようとする新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。
- 4 新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、実施しようとする新技術等実証に係る規制の関係規定の解釈及び適用の有無について、確認を求めることができる。
- 5 新技術等実証を実施しようとする者は、新技術等実証計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。また、主務大臣は、当該認定に当たり、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。
- 6 主務大臣は、新技術等に関する規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況等の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

三 革新的データ産業活用の促進

- 1 「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録に記録された情報（データ）を革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。
- 2 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ産業活用に関する指針を定め、公表するものとする。
- 3 革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、革新的データ産業活用計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 4 3の認定を受け、認定された計画に従って実施される事業のうち、データを収集及び整理をし、他の事業者に提供するもの（特定革新的データ産業活用）を行おうとする事業者であって、データの安全管理に係る基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者は、主務大臣に対し、国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めることができる。

四 革新的事業活動評価委員会

新技術等実証に係る新たな規制の特例措置、新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価等を行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会を置く。また、革新的事業活動評価委員会は、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

五 先端設備等導入の促進

- 1 経済産業大臣は、中小企業者の先端設備等（早急な導入が中小企業者の生産性の向上に不可欠であって、先端的な技術を活用した設備等）の導入の促進に関する指針を定め、公表するものとする。
- 2 市町村は、導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣の同意を求めることができる。
- 3 同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村において先端設備等を導入しようとする中小企業者は、先端設備等導入計画を作成し、当該市町村の認定を受けることができる。

六 施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、この法律は、この法律の施行の日から3年以内に廃止するものとする。

【附帯決議】(30.5.15経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 激変する技術環境、成長分野への事業展開が必ずしもうまくいっていない日本産業の現状に鑑み、本法の積極的な運用に加えて、国を挙げての最先端のデータ利活用ビジネスをリードする人材の育成、発掘、より柔軟で自由度の高い事業環境構築に努めること。
- 二 「規制のサンドボックス」制度については、同様の制度を導入した他国と比較してより広範な措置となっていることに鑑み、全国一律の規制改革へと拡大する際には、多方面にわたり意見を募るなど慎重な検討を加え、適正な手続の下に進めること。また、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保させるとともに、特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応

すること。さらに、実証を継続的にモニタリングすることとし、このため、事業者から定期的に主務大臣に報告させるよう、制度的な措置を講ずること。

三 「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難なベンチャー・中小企業者の支援にも積極的に取り組むこと。

四 国の機関等が保有するデータを提供する特定革新的データ産業活用事業者に対するデータの安全管理については、国の機関等におけるサイバーセキュリティに準ずるものとすること。また、データ利用の裾野が広がるように、データセキュリティの確保を前提に、データのアクセスの利便性向上、個人の事業者、研究者等を含めた多様なユーザーへのデータアクセスを確保すること。

五 「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、委員会での決定過程について、議事録等を作成し速やかに公表する等、その透明性を確保するとともに、委員会で表明された反対意見についても国民に周知すること。あわせて、一連の過程に係る書類等を適切に保管し、検証可能なものとすること。

六 市町村が速やかに導入促進基本計画を作成できるよう、必要な政省令の整備等を早期に進めるとともに、より多くの中小企業者の設備投資を支援できるよう、市町村に対する周知徹底を図ること。また、中小企業者にとって申請手続き事務が大きな負担となっていることに鑑み、その添付書類等を省略化するなど、手続きの簡素合理化を図るとともに、認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的基準等を定めたガイドラインを作成すること。さらに、本特例措置の活用促進を図るため、設備導入による雇用増が、労働生産性評価の際に不利にならないよう配慮すること。

七 中小企業者による先端設備等導入及びIT投資を促進するため、人材の確保・育成やサイバーセキュリティ対策等への支援に努めること。

右決議する。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 30.4.17可決 参議院 4.18経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編及び外部経営資源の活用の支援、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援、中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

1 大規模かつ迅速な事業再編を促進するため、事業者が外部経営資源の活用により、著しい生産性の向上を目指して行う株式を対価とする事業再編(特別事業再編)に関する計画について、主務大臣が認定する制度を創設するとともに、特別支配会社への事業譲渡等に係る特例、株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に係る特例、剰余金の配当に係る特例等の措置を講ずる。

2 事業再生の円滑化を図るため、特定認証紛争解決手続において特定認証紛争解決事業者が商取引債権保護のために確認した事項を、裁判所が再生手続等の判断に際して考慮する措置を講ずる。

3 事業者の情報の適切な管理を促進するため、技術等の情報漏えい防止措置に関する認証機関の認定制度を設けるとともに、当該認定を受けた一般社団法人等を中小企業信用保険法の対象とする特例措置等を講ずる。

4 株式会社産業革新機構について、株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)に名

称を変更し、機構が保有する有価証券等の処分の期限を平成46年3月31日までとする。また、政府が株式の2分の1以上を保有し、出資を主たる業務とする会社（官民ファンド）の株式を機構が保有できることとする。

- 5 機構の投資機能強化のため、経済産業大臣による投資基準の策定、機構の特定投資事業者（ファンド）に対する資金供給（出資等）の決定に係る経済産業大臣の認可、認可された資金供給の対象となった特定投資事業者の業務の実績に関する評価等の措置を講ずる。
- 6 事業者の利便向上を図るため、新事業活動を実施しようとする者から、主務大臣に規定の解釈及び適用の有無について、確認の求めがあったときは、主務大臣及び関係行政機関の長は、理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表する等の措置を講ずる。
- 7 創業の普及啓発によって次世代の担い手を確保していくため、市町村が作成する創業支援等事業計画の対象に、創業に関する普及啓発を行う事業を追加する。
- 8 産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する集中実施期間を撤廃するとともに、産業競争力の強化に関する実行計画に係る規定を削除する。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 事業承継を加速化させるため、中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象に加えるとともに、認定を受けた者について、許認可の承継等の支援措置を講ずる。
- 2 認定経営革新等支援機関による支援の質を維持、確保していくため、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入する。
- 3 情報処理能力の強化を図る中小企業者等に対する指導、助言等を行うため、情報処理に関する高度な知識及び経験を有する者を認定情報処理支援機関として認定する制度を設けるとともに、認定を受けた者のうち一般社団法人等を中小企業信用保険法の対象とする特例措置等を講ずる。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

社外承継の円滑化を図るため、社外の第三者が事業を承継しようとする場合において、当該第三者の事業承継に必要な資金に対して、中小企業信用保険法の保証について特別枠の設定等の措置を講ずる。

四 中小企業倒産防止共済法の一部改正

連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済制度に加入する中小企業者に対し、その取引先が電子記録債権に関して取引停止処分を受けたことにより売掛債権等の回収が困難になった場合に、共済金を貸し付けることを可能にするための措置を講ずる。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

一から四に合わせて、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務について、所要の措置を講ずる。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、一の3から5、四及び五の一部等の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.5.15経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 産業競争力の強化を実現するため、民間の活力を最大限支援するための環境整備を行うこと。また、企業収益の改善が、雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を生み出していくために、成長戦略を着実に実行するとともに、その効果を検証し、不断の見直しを行うこと。
- 二 株式会社産業革新投資機構については、支援対象の審査やモニタリング体制の強化等について不斷の見直しを行うこと。あわせて、質の高いファンド人材の確保等を図るとともに、官民ファンドにおいて官の果たすべき役割を踏まえ、民間リスクマネーを誘発するべく適切な運営を行うこと。また、ベンチャー企業への支援については、出資先に対するハンズオン支援を強化すると

とともに、投資決定の迅速化や円滑な資金供給に努め、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三 株式会社産業革新投資機構が、特定政府出資会社の株式を譲り受けるに際しては、当該官民ファンドに期待される政策課題の実現を図るべく投資案件の選定が適切に行われていることを検証し、適切な成果目標を定めた上で、積極的な情報開示を行うこと。

四 事業再編計画及び特別事業再編計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。また、事業譲渡等において、労働者の保護に資するよう、労働契約の承継ルールや労働組合等への説明・協議等に関する留意事項がまとめられている「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」等に沿った対応がなされるよう、周知を徹底すること。

五 創業支援について、従前の施策に対する検証を行い、ベンチャー企業等がその成長過程に応じた効果的な支援が受けられるよう、資金、経営手法等、多様な支援の仕組みの構築に努めること。また、特定研究成果活用支援事業の実態を踏まえ、資金の拡充、経営人材の確保及び外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むとともに、他大学や民間企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。

六 認定経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関等の支援機関が、相互の情報交換や協力体制強化を促進し、中小企業に対する支援の質の向上を図ること。また、中小企業の情報管理能力向上の観点から、中小企業が認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認証を積極的に得るよう支援に努めること。

七 中小企業の事業承継が喫緊の課題であることに鑑み、事業承継5ヶ年計画の取組を加速するとともに、承継準備から承継後の経営革新等の支援まで、切れ目ない支援を実施し、取り分け黒字企業の廃業回避するよう万全を期すること。

右決議する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.11国土交通委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の基本理念として、法律に基づく措置は、「社会的障壁の除去」及び「共生社会の実現」に資するよう行われなければならない旨を規定することとする。

二 国の責務として、関係行政機関及び高齢者、障害者等で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるため必要な措置等に係る規定を追加するとともに、国民は、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要な支援等に努めなければならないこととする。

三 法律における「公共交通事業者等」に、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法による旅客不定期航路事業者を加えることとする。

四 主務大臣は、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置、公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標、当該目標の達成のために講ずべき措置等に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとともに、公共交通事業者等に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることとする。

- 五 公共交通事業者等は、毎年度、四の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し主務大臣に提出するとともに、計画に基づく措置の実施状況等を主務大臣に報告し、これらを公表しなければならないこととする。
- 六 市町村は、主務大臣が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとともに、都道府県は、市町村に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。
- 七 道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、これらの者が管理等する新設特定道路、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設及び新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等の円滑な利用のために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならないこととする。
- 八 建築主等は、協定建築物（一定の建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることができることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接し、又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物）の建築等をしようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政手の認定を申請することができることとともに、認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けることとする。
- 九 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化施設協定を締結することができるることとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、三、四、五、八及び九の改正規定等は、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(30.5.17国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法に基づく施策は全て、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならず、また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。
- 二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害がある全ての者が含まれることについて、改めて広く国民及び関係者に周知するよう努めること。
- 三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 面的・一体的なバリアフリー化の推進のため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成の促進が図られるよう、支援措置の充実に努めること。あわせて、地域格差が生まれたり、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成のみに終わったりすることのないよう、適切な指導を行うこと。
- 五 関係する施設の管理者等がバリアフリー情報の提供を行うに当たっては、障害等の多様な特性に配慮した方法を検討するよう、適切な指導を行うこと。
- 六 高齢者、障害者等の参画の下、バリアフリーに係る施策の評価を行うに当たっては、様々な特性に応じた意見を適切に反映させるとともに、その評価結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 公共交通機関における利用拒否を始めとする高齢者、障害者等の利用の実態調査を実施の上、その利用の実質が担保されるよう、関係事業者等に対し適切な指導を行うこと。
- 八 2,000平米未満の小規模店舗におけるバリアフリー化の一層の促進を図るため、小規模店舗のバリアフリー化の実態把握、また、地域の実情に応じて条例によりバリアフリー化の基準適合義

務を課すことが可能であることについての地方公共団体への周知等に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

九 集中豪雨の頻発化や想定される南海トラフ地震・首都直下地震等を踏まえ、学校施設や公共施設など災害発生時において避難所等となることが見込まれる施設に対して、体育館だけではなく校舎も含めるなど広くバリアフリー化の促進に必要な措置を講ずること。

十 共同住宅のバリアフリー化を推進するため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るとともに、居住者のニーズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

十一 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、バリアフリー客室基準の見直しなどによる宿泊施設のバリアフリー化の促進、バリアフリーに対応した空港アクセスバスやユニバーサルデザインタクシーの導入・普及の促進、及び競技会場における観戦に適した車椅子用座席の一定数の確保が図られるよう、必要な施策を講ずること。あわせて、地方部を含めた全国的なバリアフリー水準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。

十二 視覚障害者の安全な移動のため、音響式信号機やホームドア等の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の安全な移動のため、緊急自動車の走行時には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。

十三 車椅子利用者のより円滑な移動を実現するため、鉄道車両とプラットホームの段差・隙間の基準について数値による明確化を検討するとともに、鉄道事業者に対しては、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進が図られるよう、また、公共交通事業者等に対しては、公共交通機関の予約時における利便性の向上が図られるよう、適切に指導すること。

右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 30.4.10可決 参議院 4.11国土交通委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とするとともに、市町村は、同指針に即し低未利用土地の所有者等に対し援助を行うものとし、さらに、市町村長は、低未利用土地の所有者等に対し同指針に即した管理を行うよう勧告することができることとする。
- 2 市町村は、複数の土地等に一括して利用権等を設定する低未利用土地権利設定等促進計画を作成できることとする。
- 3 都市再生推進法人の業務に、立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域における低未利用土地の一時保有等に係る業務を追加することとする。
- 4 都市機能誘導区域内の低未利用土地を集約し商業施設、医療施設等の誘導施設の整備を図るための土地区画整理事業について、集約換地の特例に関する規定を設けることとする。
- 5 地域コミュニティが共同で整備又は管理する交流広場等の施設に係る立地誘導促進施設協定制度を創設することとする。
- 6 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出制度を創設することとする。
- 7 公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化等に関して、所要の規定の整備

を行うこととする。

二 都市計画法の一部改正

- 1 市町村長は、都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体等を都市計画協力団体として指定することができることとする。
- 2 都市計画に位置付けられた都市施設等について官民連携により確実な整備を図るための都市施設等整備協定制度を創設することとする。
- 3 立体道路制度の適用対象の拡充等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

三 建築基準法の一部改正

- 2の3の立体道路制度の適用対象の拡充に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

四 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

- 1の4に係る土地区画整理事業に対する都市開発資金の貸付制度を創設することとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 30.3.23可決 参議院 4.2外交防衛委員会付託 4.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数を改める。

二、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備する。

三、本法律は、平成31年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。

【附帯決議】(30.4.12外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している現状を踏まえ、防衛省・自衛隊においては、十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるよう、更なる人員面の対応も含め、サイバー攻撃対処等に係る体制のより一層の強化に努めること。

二、予備自衛官及び即応予備自衛官の募集・採用に当たっては、精強性を維持する観点から、若年層の拡充に配意しつつ、幅広い国民・年齢層から人材を確保するよう努めるとともに、充足向上のための施策を実施すること。

三、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金に関する制度については、本法施行後5年をめどに、同制度の運用状況等を検証し、これを国会に報告するとともに、必要に応じ、同制度の在り方の見直しを行うこと。

右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 30.5.29可決 参議院 6.6文教科学委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び

立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改める。

二、文部科学省及び文化庁の所掌事務に、「文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進すること」及び「文化に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ」を追加する。

三、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとする。

四、文化審議会が調査審議する事項に、一、二及び三に関する事項を追加する。

五、この法律は、平成30年10月1日から施行する。

【附帯決議】(30.6.7文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法により機能強化を図った上で、文化庁の組織が東京と京都に二分されることが予定されているが、文化庁が分割された後においても、本法により文化庁の所管とされる学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を含めた全ての文化庁の所管事務が混乱することなく、円滑に執行されるよう、遅くとも平成33年度中とされる京都への本格移転に向か、文化庁を中心に関係行政機関が緊密な連携を図り、細部の検討にも遺漏がないよう万全の準備を行うこと。

二、本法による文化庁の機能強化・組織改革が、政府関係機関の地方への移転を契機とした行政の肥大化につながり、行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。

三、平成29年に改正された「文化芸術基本法」において、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流等の施策との連携が定められたことを踏まえ、文化芸術の価値を中心に据えた施策の立案及びその実行のため、文化芸術関係予算の増額及び文化庁の更なる機能強化に努めること。

四、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を行うに当たっては、これまでの文化芸術振興施策を通して培ってきた知見やネットワークを活用するとともに、学校の教育課程全体についての深い専門性を持って他の教科や総合的な学習の時間等と連携を深め、または芸術家の参加を得る等して、学校現場等におけるより開かれた文化芸術教育の推進に努めること。

五、本法により、博物館の更なる振興を図るため、その事務を文化庁に一元化することとしていることを踏まえ、博物館運営・施設整備や学芸員の育成・配置等に関する支援策を一層講じるとともに、博物館に対する財政的支援の更なる拡充に努めること。

六、文化庁が京都への本格移転に向か、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。

七、本法の成立を契機として、国は、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術の担い手や関係団体に係る支援措置を強化するとともに、文化庁を中核として関係行政機関が一丸となって文化芸術政策を推進できるような体制の構築に努めること。

八、平成31年9月に京都で開催される I COM (国際博物館会議) 京都大会は、文化庁の京都への本格移転に向けた重要な会議であることを政府は深く認識し、I COM関係者が京都において我が国の文化に触れる貴重な機会である同大会が成功するよう、文化庁を中心に関係行政機関を挙げて取り組むこと。

九、文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であり、文化芸術の礎たる表現の自由と、自主性等を基本理念とする文化芸術基本法や我が国の文化財の継承・活用等を図る文化財保護法等の文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、「文化省」の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること。

右決議する。

気候変動適応法案(閣法第27号)

(衆議院 30.5.22可決 参議院 5.23環境委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にする。
- 二、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととする。
- 三、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととする。
- 四、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととする。
- 五、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保することとする。
- 六、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができるとしている。
- 七、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農林水産業の振興等の関連施策との連携を図ることとする。
- 八、気候変動等の観測等の推進、事業者及び国民の関心と理解の増進、気候変動適応等に関する国際協力の推進、事業者等による気候変動適応に資する事業活動の促進等に係る規定の整備を行う。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.6.5環境委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
- 一、気候変動対策として、緩和策の最大限の実施により気候変動影響を最小化させることが重要であることから、脱炭素社会の実現に向けた緩和策の一層の徹底を図りつつ、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、推進すること。
 - 二、政府全体として適応策を推進していくに当たっては、環境省のリーダーシップの下、政府の諸施策に気候変動適応を組み込むとともに、個別の適応施策を実施する際には、気候変動影響評価を踏まえ、緊急性等の観点から、優先して進めるべき施策を常に検討していくこと。
 - 三、気候変動の影響についての知見がいまだ不十分な分野について、国際機関や他国の機関との人事交流・情報交換等を密に行うこと等によって、調査研究を推進させ、より充実した気候変動の影響評価を行うこと。また、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の情報の収集を推進するよう努めること。
 - 四、気候変動の影響の現れ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の様態によって大きく異なると考えられることから、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じ、生態系に配慮した気候変動適応の推進の重要性に十分留意しつつ進めること。
 - 五、多様な分野における科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、適応の情報基盤の充実に向け、関係府省庁との連携や関係する調査研究等機関の連携を図ることはもとより、これら以外の事業者や地方公共団体に対しても気候変動及びその影響の観測・監視データの提供を求め、気候変動等に関する情報を一元的に集約し、分かりやすく提供すること。
 - 六、適応策の効率的かつ効果的な実施を確保するため、諸外国の知見等を踏まえ、第9条の評価手法等の開発を早急に進めるとともに、それぞれの適応策の必要性、代替可能性、費用対効果等に

- について市民等にも開かれた評価の場を構築することを検討すること。
- 七、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に鑑み、絶対的に不足している気候変動の研究者及び気候変動の行政事務に携わる職員の育成策を講じていくこと。また、地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定を促進するため、環境省及び国立環境研究所の体制を十分に確保するとともに、特に、地域気候変動適応センターとして想定される大学における研究者等を継続的に確保していくため、必要な施策を講じること。さらに、同計画の策定状況を的確に把握し、公表するとともに、策定状況等を踏まえ、地域の適応への取組に対して適切な支援を行うこと。
- 八、我が国が世界有数の温室効果ガス排出国である現状に鑑み、地球規模の気候変動に対応していくため、途上国に対して気候変動適応の技術・資金等に係る必要な支援を行っていくこと。
- 九、我が国では、事業者等に気候変動がもたらす経済的リスクの大きさに対する認識が十分に浸透していないことを踏まえ、気候変動に関するコストの試算等を分かりやすく示すための知見の充実を図ること。また、事業者等による気候変動適応に関する事業活動等を促進するための具体的な支援措置を講じること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 30.4.17可決 参議院 5.9文教科学委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の一層の進展に伴う著作物等の利用をめぐる環境の変化を踏まえ、情報通信関連事業、教育、障害者福祉又は美術館等に関わる著作物等の利用に係る社会の要請に対応し、著作物等の利用の円滑化を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、必要な改正を行うほか、世界知的所有権機関において、平成25年6月に採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、情報通信技術の進展等の時代の変化に柔軟に対応できるようにするために、著作物等に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用、電子計算機における著作物等の利用に付随する利用、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微な利用等について、権利者の許諾なく行えるようにする。

二、学校等の情報通信技術を活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図るために、学校等の授業の過程において利用できるよう、教師等が著作物等を公衆送信する行為等について、相当な額の補償金の支払を条件に権利者の許諾なく行えるようにする。

三、障害者の書籍等へのアクセス機会の充実を図るとともに、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結に対応するため、肢体不自由等により書籍を持てない者のために録音図書を作成する行為等について、権利者の許諾なく行えるようにする。

四、美術館等におけるタブレット端末等を用いた作品の解説や紹介のための著作物等の利用、展示する作品の所在に関する情報を一般に提供するための公衆送信、国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付等について、権利者の許諾なく行えるようにするとともに、権利者不明等の場合の裁判制度の見直しを行う。

五、この法律は、平成31年1月1日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.5.17文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、著作権制度は我が国の文化創造の基盤となる仕組みであり、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代においても、権利の保護を図りつつ、多様な著作物を多様な形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことは極めて重要である。著作権制度の意義に鑑み、今後も権利の

- 保護と文化の継承のバランスにおいて著作物の公正利用を図ることとし、本法により整備される権利制限規定等の運用に十分配慮すること。
- 二、柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現行法において権利制限の対象として想定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨を積極的に広報・周知すること。また、著作物の利用行為の適法性が不透明になり、かえって利用を萎縮する効果が生じたり、法の理解が十分浸透しないために誤解による著作権侵害が助長されたりすることによって、表現の自由の侵害がおき、著作物の創造サイクルが壊されることのないよう、権利者や関係団体の意見も十分踏まえたガイドラインの策定など、必要な対策を講ずること。
- 三、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図るという立法趣旨を踏まえ、現在想定し得ない新たな技術等で、著作物の軽微利用を行う必要があるものが開発等されたときは、第47条の5第1項第3号に掲げる政令について、幅広い学識経験者、権利者、インターネット事業者、開発者等の意見を考慮しつつ速やかに定めるよう努めること。また、当該政令により、かえって新たな技術の開発及び提供等が制限されることがないように留意すること。
- 四、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等に鑑み、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権制度の適切な見直しを進めること。特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、我が国を取り巻く制度や社会状況、国際的動向や権利者・関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、今後の急速な技術革新、著作物等の利用の実態やニーズ、社会の変化等に対応した著作物等の利用及び活用が適切に行われるよう議論を進めること。
- 五、本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。
- 六、プログラミング教育を始めとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することとなるよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった点にも十分留意すること。
- 七、本法による改正後の著作権法第37条第3項に規定する視覚障害者等の読書の機会の充実を図るために、本法と併せて、同項により拡大図書やD A I S Y等の作成を行うことが認められる主体の拡大を行うとともに、当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要なことに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。
- 八、本法により、美術品等の紹介・解説のために電子機器やインターネット上において権利者の許諾なく当該著作物の複製物を利用できることとなるが、電子機器等の特性を踏まえ、著作物の画像等が不適切に拡散されることがないよう、必要な対策を講ずること。
- 九、我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、効果的に活用していくことは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものであることに鑑み、デジタルアーカイブの構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関が相互に連携・協力しつつ、必要な措置について引き続き検討を進めること。
- 十、デジタル化・ネットワーク化が進む現状において、全ての国民が著作物の創作者及び利用者となり得る一方で、我が国における著作権法に対する理解は十分でないとの指摘があること等を踏まえ、著作権を含む知的財産に関する学習及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 30.5.10可決 参議院 5.21文教科学委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の一部改正

- 1 小学校・中学校・高等学校等において使用が義務付けられている教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することと/orする。
- 2 1の場合において、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて1の教材を使用することと/orする。

二、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の規定は、文部科学省が著作の名義を有する一の1の教材にも準用する。

三、著作権法の一部改正

- 1 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、一の1の教材に掲載し、及びその使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができることと/orする。
- 2 1により教科用図書に掲載された著作物を一の1の教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、1の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととする。文化庁長官は、算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

四、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.24文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること。
- 二、デジタル教科書が児童生徒の学びに資するものとして効果的に活用されるよう、夜間における使用の抑制を含め、同教科書の使用に関する留意点等を取りまとめたガイドラインを策定の上、教育委員会や学校への周知・情報提供を通じて、関係者の理解促進を図ること。
- 三、デジタル教科書の円滑な使用を実現する観点から、情報端末や校内ネットワークなどの学校におけるICT環境の整備に必要な施策を講ずること。その際、地方公共団体の財政事情等により、学校のICT環境の整備状況に格差が生じている現状に鑑み、全ての児童生徒が、居住する地域等にかかわらず等しくICTを活用した学習を享受できるよう、財政上の措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 四、デジタル教科書の使用に当たり地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、著作物をデジタル教科書に掲載する際の補償金額が妥当な水準に設定されるために必要な措置を講ずること等により、その価格を低廉に抑えるための取組を推進すること。また、義務教育段階で使用するデジタル教科書については、将来的な無償措置を検討すること。
- 五、デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教

職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

六、障害のある児童生徒等については、教育課程の全部においてデジタル教科書の使用が認められることから、必要な財政上の措置を含めた積極的な支援を行うこと。また、デジタル教科書の導入後も、教科用特定図書等へのニーズは引き続き存在することが見込まれることから、必要な支援の一層の充実を図ること。

右決議する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 30.5.15可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、及びデータ等の作成等の方法、品質その他の事項を日本工業規格を拡張して設ける日本産業規格による標準化の対象とするほか、特許等の制度において、権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 不正競争防止法の一部改正

- 1 事業者が相手方を限定して業として提供するデータ（電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報）の不正な取得、使用及び開示を不正競争とし、これに対する差止請求権、損害の額の推定等の措置を講ずる。
- 2 映像、音、プログラム等の視聴等を制限するために施される暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等に加え、その効果を妨げるサービスの提供等も不正競争とする。
- 3 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、インカメラ手続により書類の所持者にその提示をさせることができることとする。また、裁判所は、同手続において、必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に当該書類を開示することができることとする。

二 工業標準化法の一部改正

- 1 この法律における標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律の題名を「産業標準化法」に改める。
- 2 主務大臣は、産業標準の案を作成しようとする者を認定産業標準作成機関として認定し、同機関からの申出に係る産業標準の案が適当であると認める場合には、日本産業標準調査会に付議することなく、これを産業標準として制定しなければならないこととする。
- 3 日本産業規格への適合の表示の禁止又は適合の表示の除去若しくは抹消若しくは販売若しくは提供の停止の命令に対する違反に係る罰則について、法人処罰に係る罰金額の上限を1億円とする。

三 特許法等の一部改正

- 1 特許料等の軽減措置の対象を、全ての中小企業者に拡充する。
- 2 特許権侵害訴訟等における書類提出命令に係る手続について、一の3と同様の措置を講ずる。
- 3 判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その閲覧等を制限できることとする。
- 4 特許等を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った発明等の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該発明等の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から1年

以内前までとする。

5 クレジットカードによる特許料等の納付制度の創設、国際的な意匠登録出願における優先権書類のオンライン交換制度の導入、商標出願手続の適正化等の措置を講ずる。

四 弁理士法の一部改正

弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や日本産業規格等の案の作成に関する相談に応ずる等の業務を行うことができるることとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.5.22経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 本法施行後3年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。また、我が国企業が不利益を被らないよう、諸外国におけるデータ保護制度との整合性の確保に努めること。

二 データ取引の安全を図り、データ取引の萎縮を避けるため、ガイドラインにおいて、限定提供データに係る不正競争行為の明確化を図ること。特に、保護されるデータの客体、図利加害目的、取引によって取得した権原の範囲等の要件の該当性等について、考え方や具体例を分かりやすく明示すること。また、運用状況を見つつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。さらに、本法に基づく新たな制度及びガイドラインについて、十分な周知を行うとともに、特に中小企業者に対して丁寧な説明に努めること。

三 技術的制限手段に対する不正競争については、試験・研究目的で行われる行為のほか、リバース・エンジニアリングや情報等が不正に取得される疑いがあるときのフォレンジックのために技術的制限手段を無効化する役務等の正当な目的で行われる行為が、その対象外となることを広く周知すること。

四 限定提供データが適切に管理、保護及び利活用される環境を構築するため、事業者が、従業員に対してデータの適切な取扱いに関する教育・啓発活動を適切に行えるよう支援を行うこと。

五 サービス分野を始め、新たな分野等の標準化に適切に対応するため、省庁の枠を超えた連携体制を構築すること。また、国際標準化を推進するため、専門人材の確保と育成を図るとともに、国際標準を通じた市場優位性の確保のため、官民が一体となった標準化戦略の立案及び実行に努めること。

六 認定産業標準作成機関に求める基準を明確に定めるとともに、事前の十分な情報提供に努め、認定された機関が標準化作業を円滑に進めるために必要な支援を提供するよう努めること。

七 中小企業者に対する特許料等の軽減措置の拡充及びその手続の簡素化については、制度が確実に利用されるよう、中小企業者に対して制度の周知徹底を図ること。一方、負担が増加する者に対しては、全体としての知財活動を縮小あるいは停滞させないよう、十分留意すること。

八 本法による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めるとともに、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながる適切な報酬体系となるよう促すこと。

右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 30.5.24修正議決 参議院 5.25消費者問題に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾

の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること等を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事業者の努力義務に関する改正

- 1 事業者は、消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

二、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する改正

1 困惑類型の追加

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該事業者の行為により消費者が困惑して消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは取消しが認められることとなる勧誘行為として、次に掲げる行為を追加する。

イ 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、社会生活上の重要な事項又は身体の特徴若しくは状況に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

ロ 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

ハ 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

ニ ハを除くほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

2 不利益事実の不告知による取消しに係る要件の改正

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかつたこととされている要件を、故意又は重大な過失によって告げなかつたこととする。

三、無効とする消費者契約の条項の類型の追加

- 1 消費者契約法第8条の規定において、無効とする条項（事業者の損害賠償責任を免除する条項）に、事業者にその責任の有無及び責任の限度を決定する権限を付与する条項を追加する。
- 2 消費者契約法第8条の2の規定において、無効とする条項（消費者の解除権を放棄させる条項）に、事業者に消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項を追加する。
- 3 無効とする消費者契約の条項として、事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、二の1の困惑類型として、当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の

生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(30.6.6消費者問題に関する特別委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
- 一 本法第4条第3項第3号及び第4号における「社会生活上の経験が乏しい」とは、社会生活上の経験の積み重ねが契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないことを意味するものであること、社会生活上の経験が乏しいことから、過大な不安を抱いていること等の要件の解釈については、契約の目的となるもの、勧誘の態様などの事情を総合的に考慮して、契約を締結するか否かに当たって適切な判断を行うための経験が乏しいことにより、消費者が過大な不安を抱くことなどをいうものであること、高齢者であっても、本要件に該当する場合があること、靈感商法のように勧誘の態様に特殊性があり、その社会生活上の経験の積み重ねによる判断が困難な事案では高齢者でも本要件に該当し、救済され得ることを明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。
 - 二 本法第4条第3項第5号における「その判断力が著しく低下している」とは、本号が不安をあおる事業者の不当な勧誘行為によって契約を締結するかどうかの合理的な判断をすることができない状態に陥った消費者を救済する規定であることを踏まえ、本号による救済範囲が不当に狭いものとならないよう、各要件の解釈を明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。
 - 三 法第9条第1号における「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いと考えられることから、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの本号の他の要件についても必要に応じて検討を加えつつ、当該損害額を法律上推定する規定の創設など消費者の立証責任の負担軽減に向け早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。
 - 四 高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消费者的取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえて早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。
 - 五 本法第3条第1項第2号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うこと。
 - 六 消費者が消費者契約締結前に契約条項を認識できるよう、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえた検討を行うこと。
 - 七 消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において今後の検討課題とされた諸問題である、「消費者」概念の在り方（法第2条第1項）、断定的判断の提供（法第4条第1項第2号）、先行行為等の不利益事実の不告知（法第4条第2項）にかかる要件の在り方、威迫・執拗な勧誘等の困惑類型の追加、「第三者」による不当勧誘（法第5条第1項）、法定追認の特則、サルベージ条項等の不当条項の類型の追加、条項使用者不利の原則、抗弁権の接続、複数契約の無効・取消し・解除、継続的契約の任意解除権などにつき、引き続き検討を行い、本法施行後3年を目途として必要な措置を講ずること。
 - 八 本法施行後5年を目途として、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体との間で全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O—N E T）の活用による一層の連携を図ること等に

- より、消費者の被害状況や社会経済情勢の変化を把握しつつ、消費者契約法の実効性をより一層高めるため、同法の見直しを含め必要な措置を講ずること。
- 九 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、P I O—N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。
- 十 特定適格消費者団体による仮差押命令申立てにおける独立行政法人国民生活センターの立担保に係る手続等について消費者裁判手続特例法の趣旨を損なうことのない運用に努めるとともに、行政が事業者の財産を保全し、消費者の被害の回復を図る制度の創設について早急に検討を行うこと。
- 十一 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。
- 十二 消費者の自立を支援し、消費者が消費者契約法をはじめとする民事ルールや消費生活センター等を活用できる実践的能力を培うため、消費生活相談員などを学校教育において積極的に活用する方策を講じつつ、すべての都道府県において充実した消費者教育を受けることができる機会を確保すること。

右決議する。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 30.5.15可決 参議院 5.21国土交通委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であって、海外において行われるものということとする。
- 二 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社及び中部国際空港株式会社をいうこととする。
- 三 國土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 四 機構等は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査、設計、運営などの業務を行うこととする。
- 五 國土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、機構等及び我が国事業者に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。
- 六 國土交通大臣、機構等及び我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(30.5.24国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 我が国企業が2020年に30兆円の海外インフラシステムを受注するとの目標を確実に達成するためには、関係府省、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者の相互連携、協力が重要であるとの認識の下、効果的な連携・協力の在り方等について十分に検討し官民一体となって確実に実行すること。また、専門的な技術やノウハウを有する機構等の海外における知名度の一層の向上に取り組むよう努めること。
 - 二 基本方針の策定等に当たっては、本法の規定に基づく関係大臣との協議とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会等を設けるよう努めること。
 - 三 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、各機構等の設立の目的や趣旨を踏まえ、当該事業を実施することにより得られた知見等の国内業務への還元について、十分配慮するよう指導、助言等に努めること。また、経理や業務遂行において国民の疑惑を招くことのないよう、役職員の法令遵守の徹底等について指導すること。
 - 四 海外業務が各機構等の正規業務として位置付けられることに鑑み、本法施行後の海外事業及び各機構等における海外業務の実施状況を見つつ、必要があると判断した場合には、各機構の組織、人員の充実、強化等について、適切に対応すること。
 - 五 我が国の良質な社会資本の整備、運営及び維持管理の手法を世界に広める観点から、機構等が関係する海外社会資本事業の実施に際しては、自然環境の保全、地域住民の生活環境の改善等について配慮しつつ、相手国の持続可能な経済成長に資するものとなるよう努めること。
 - 六 インフラシステムの海外展開を効果的に推進するため、相手国や競合国の動向など、海外インフラシステムの受注に資する情報の一層の収集・活用を図るとともに、必要となる人材の育成に取り組むこと。
- 右決議する。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 30.4.17可決 参議院 4.18総務委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展に対応し、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するため、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止の際の利用者保護に係る制度の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であって、社員の委託を受けて、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う等の業務を行う者を認定することができることする。
- 二、平成36年3月31日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、識別符号の設定に不備のある電気通信設備を調査する特定アクセス行為を行い、当該電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行う業務を追加する。
- 三、総務大臣は、電気通信番号の使用に関する条件等を記載した電気通信番号計画を作成しなければならないこととするとともに、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号の使用に関する事項等を記載した電気通信番号使用計画を作成

し、総務大臣の認定を受けなければならないこととする。

四、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する電気通信事業者は、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、総務省令で定める事項を周知させるとともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ、その周知に係る事項を総務大臣に届け出なければならないこととする。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 30.5.18可決 参議院 5.21総務委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政機関等は、基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有することとし、また、公的統計が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関して国民の理解を深め、公的統計の作成に関して関係者等の協力を得るよう努めなければならないとともに、基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供等の協力を求められた関係者等は、その求めに応じるよう努めなければならないこととする。

二、総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大する。

三、調査票情報の提供対象について、情報保護を図りつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備する。

四、統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置く。

五、独立行政法人統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施すること等を追加する。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、統計委員会の所掌事務に係る改正規定等は公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.5.24総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

二、事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる公的統計の作成主体の範囲が拡大することを踏まえ、新たに利用できることとなる地方公共団体等に、当該データベースの利活用並びに情報の適正管理及び秘密の保護等について、必要な助言及び情報提供を行うこと。

三、調査票情報の二次的利用の拡大に当たっては、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理及び秘密の保護等に万全を期すこと。

四、公的統計の作成のための調査に当たっては、経済社会情勢の変化に伴う統計ニーズを把握し、的確に対応するとともに、調査に対する報告者の声や各府省における先進的な取組事例等を踏まえ、報告者の負担の軽減に努めること。

五、統計の作成には専門性が不可欠であることを踏まえ、統計改革を確実に遂行するため、国・地

方を通じて、必要な統計人材を育成するとともに、十分な予算と人員の確保に努めること。
右決議する。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 30.5.22可決 参議院 5.28文教科学委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の文化庁長官による認定並びにこれらの計画に基づく現状変更の許可等の特例について定めるとともに、条例により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務の管理等をすることができるとしてする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、文化財保護法の一部改正

- 1 都道府県の教育委員会は、当該区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。
- 2 市町村の教育委員会は、1の大綱が定められているときは当該大綱を勘案して、当該区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 3 2の計画に係る認定を受けた市町村の教育委員会は、計画期間内に限り、文部科学大臣に対して、当該市町村の区域内に存する文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。
- 4 重要文化財等の所有者等は、重要文化財等の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 5 4の計画が認定を受けた場合において、現状変更等をその記載された事項の内容に即して行う場合には、文化庁長官の許可等を受けることを要せず、当該現状変更等が終了した後遅滞なく、届け出ることをもって足りるものとする。
- 6 二の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 7 重要文化財等の損壊等に係る罰金を引き上げる。

二、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができる。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.31文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、文化財保護行政においては、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱であり、文化財の次世代への継承という目的を達成する上で不可欠になることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財に係る施策を推進するに当たっては、保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること。
- 二、文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。
- 三、文化財の確実な継承のためには、適切な周期による修理及び修理に必要な原材料・用具の確保

が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財継承のための十分な支援を行うこと。また、文化財の修理においては、国が必要な予算を安定的に確保し、計画的な修理の実施が行われるよう努めること。

四、重要文化財等の保存活用計画のうち、文化庁長官の認定を受けたものに認められる「美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例」については、美術工芸品の一般公開を目的とせずに節税等の目的で濫用されることがないよう、運用に十分に留意すること。

五、本法律案による罰則の見直しについて、文化財の毀損等の行為に対して被害の現状に応じた実効性のある抑止力が整備されるよう、十分に周知徹底をするとともに、文化財保護法における罰則の在り方等について、不断の検討を行うこと。

六、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を担当する場合に当たっては、文化財の本質的な価値が毀損されないように十分に留意するとともに、地方文化財保護審議会の役割の明確化及び機能強化、文化財保存活用地域計画の作成並びに文化財保護法第183条の9に規定する協議会の設置が図られるよう、国の指針等においてその方向性を示すこと。

七、文化財保護の推進は我が国の観光基盤の拡充等に資することに鑑み、国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）により創設される「国際観光旅客税」について、文化財を保存しつつ活用する取組の財源としても活用できるよう検討を行うなど、文化財保護の財源の更なる拡充に努めること。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 30.4.5可決 参議院 4.9農林水産委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により農地中間管理機構に存続期間が20年を超えない賃借権等の設定をすることができるとするほか、農地について、その床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農用地利用集積計画の見直し

共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長することとする。

2 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例の創設

イ 市町村長は、農用地利用集積計画（存続期間が20年を超えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受け得ることを内容とするものに限る。）を定める場合において、数人の共有に係る土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができるものとする。

ロ 農業委員会は、イによる要請を受けた場合には、政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

ハ 農業委員会は、イによる要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。

ニ 不確知共有者が一定の期間内にハによる公示に係る事項について異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなすものとする。

二、農地法の一部改正

1 探索義務の内容の明確化

農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに当たつての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化することとする。

2 都道府県知事の裁定により設定される農地中間管理権等の存続期間の延長

遊休農地に関する都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を20年に延長することとする。

3 底面がコンクリート等の農作物の栽培施設を農地に設置しても農地転用に該当しない旨の取扱い

イ 農作物の栽培の効率化又は高度化を図るために施設であつて周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを「農作物栽培高度化施設」として定めることとする。

ロ 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとし、農作物栽培高度化施設の用に供される農地については、農地法の規定を適用するものとする。

ハ 農業委員会は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていない場合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるものとする。

三、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農作物栽培高度化施設の用に供するために農地をコンクリート等で覆う行為は、都道府県知事等の開発許可を要しないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(30.5.10農林水産委員会議決)

農業生産の基盤である農地は、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることを踏まえ、農地の利用の効率化及び高度化の促進が図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 相続未登記農地の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての農地法第3条の3の届出義務の周知を図るとともに、相続登記の重要性について啓発を図ること。また、相続未登記農地問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。

二 農作物栽培高度化施設に係る農林水産省令を定めるに当たつては、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないよう当該施設の規模等について必要な基準を定めるとともに、農地の面的集積や農業の有する多面的機能の發揮への影響について考慮すること。また、現場における運用に当たり、混乱が生じないよう、基準は具体的に定めるとともに、農業委員会が適切に判断できるようきめ細かく方針を示すこと。加えて、施設の周囲や複数の施設を一体として扱うことによって広範囲をコンクリート等で覆うことを許容するなど、法改正の趣旨を逸脱する運用が行われることがないようにすること。

三 底面をコンクリート等で覆った農作物栽培高度化施設の適正な利用を確保するため、農業委員会による利用状況調査、勧告等が適時に行われるようすること。また、適切な利用が行われていない場合には、速やかに必要な是正措置が講じられるようにすること。

四 貸し出した農地に農作物栽培高度化施設が設置される農地の所有者には、民法上の手続き、当該施設が利用されなくなった場合に発生しうる責務などについて、必要な事項が伝わるよう体制

整備すること。

五 農業委員会が、共有者不明農用地等に係る不確知共有者の探索や農作物栽培高度化施設に係る業務を円滑に実施することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。
右決議する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 30.5.10可決 参議院 5.14農林水産委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、厚生年金保険との統合後もなお経過的に存続する農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付の給付事務の合理化を図るために、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例一時金の支給

1 次に掲げる者に特例一時金を支給することとする。

イ この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

ロ イに掲げる者以外の者であって、施行日の前日において1年以上の旧農林漁業団体職員共済組合員期間を有しているもの

2 特例一時金の額は、次に掲げる額とすることとする。

イ 1のイに掲げる者にあっては、施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額を合計して得た額

ロ 1のロに掲げる者にあっては、施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月（同日においてその者が支給開始年齢に達していない場合にあっては、その者が支給開始年齢に達する日の属する月の翌月）以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額を合計して得た額

二、特例年金給付の廃止

特例年金給付を廃止することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(30.5.17農林水産委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 本法の施行日の前日における特例年金給付の未裁定者が特例一時金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときに時効によって消滅することから、本制度について十分な周知徹底を図ること。当該権利を有することとなる者であって連絡先が不明のものについて、連絡先の特定等により請求につながるよう、特に配慮すること。

二 特例一時金の支給に要する財源については、組織変更等を行った農林漁業団体から特例業務負担金を徴収する根拠とするための指定法人化を適切に行うとともに、存続組合が農林漁業団体に特例業務負担金を長期前納させること等により、その確保ができるよう指導すること。

三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量の増加等による要員不足等の問題に適切な対応を行うよう指導すること。

四 存続組合の解散時に在籍している職員について、当該職員の雇用の確保を適切に行うよう指導すること。

右決議する。

森林経営管理法案(閣法第38号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.16農林水産委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、責務

- 1 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないこととする。
- 2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

二、市町村への経営管理権の集積

- 1 市町村は、その区域内の森林の全部又は一部について、経営管理の状況等を勘査して、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、森林所有者の経営管理の意向調査を行い、又は森林所有者の申出を受けて、経営管理権集積計画を定めるものとする。その際、森林所有者及び使用収益権者の全部の同意を要することとする。
- 2 市町村が経営管理権集積計画を公告することにより、市町村に経営管理権が設定されることとする。

三、所有者不明森林等に係る経営管理権集積計画の作成手続の特例

- 1 次の場合には、市町村による探索、公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できることとする。
 - イ 共有者の一部が不明な場合
 - ロ 確知されている所有者が経営管理権集積計画に不同意の場合
 - ハ 所有者が不明な場合
- 2 1の手続により、経営管理権の設定を受けた森林所有者は、一定の場合にこれを取り消すことができることする。
- 3 1の手続により設定される経営管理権の存続期間は、50年を限度とすることとする。

四、市町村による森林の経営管理

市町村は、経営管理権を取得した森林（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施することとする。

五、民間事業者への経営管理実施権の配分

- 1 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、都道府県が民間事業者を公募し、要件を満たす応募者として公表した者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。
- 2 市町村が経営管理実施権配分計画を公告することにより、民間事業者に経営管理実施権が設定されることとする。

六、都道府県による市町村の事務の代替執行

都道府県は、市町村森林経営管理事業等に関する事務の実施体制の整備その他の事情を勘査して、当該事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができることする。

七、林業経営者に対する支援措置

- 1 国有林野事業における配慮等
国は、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者（五により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）に委託するよう配慮するもの

とする。

2 独立行政法人農林漁業信用基金による助言等

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等の支援を行うことができるこことする。

3 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例措置を講ずることとする。

八、災害等防止措置命令

市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するため、森林所有者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、自らこれを行うことができることとする。

九、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(30.5.24農林水産委員会議決)

我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。このような中、持続可能な森林経営に向けて、森林の管理の適正化及び林業経営の効率化の一体的な促進を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮及び林業・山村の振興の観点から極めて重要である。また、森林吸収源対策に係る地方財源確保のため、平成31年度税制改正において創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、創設の趣旨に照らし、その使途を適正かつ明確にする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。
- 二 経営管理権及び経営管理実施権の設定等を内容とする新たな森林管理システムが現場に浸透し、林業の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進が円滑に進むよう、都道府県及び市町村と協力して、不在村森林所有者を含む森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に本法の仕組みの周知を徹底すること。また、経営管理実施権の設定に当たっては、超長期的な多間伐施業を排除することなく、市町村が地域の実情に応じた運用ができるものとすること。
- 三 市町村が区域内の森林の経営管理を行うに当たっては、その推進の在り方について広く地域住民の意見が反映されるよう助言等の支援を行うこと。
- 四 経営管理実施権を設定した林業経営者に対して、市町村が指導監督体制の確立に努めるよう助言等の支援を行うこと。さらに、国は、民間事業者の健全な育成を図るために、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。経営管理実施権の設定に当たっては、生産性（生産量）の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全などの評価基準も重視すること。
- 五 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、小規模事業体の経営者や従業員を含む林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。
- 六 所有者不明森林の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての森林法第10条の7の2の届出義務の周知を図るとともに、相続登記等の重要性について啓発を図ること。また、所有者不明森林に係る問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。
- 七 経営管理権集積計画の策定に当たり、まず前提となる森林法の趣旨にのっとった、林地台帳の整備、森林境界の明確化等に必要な取組に対する支援を一層強化すること。
- 八 市町村が、市町村森林整備計画と調和が保たれた経営管理権集積計画の作成等の新たな業務を

- 円滑に実施することができるよう、フォレスター等の市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 九 市町村が、「確知所有者不同意森林」制度を運用するに当たって、森林所有者の意向等を的確に把握し、同意を取り付けるため十分な努力を行うよう助言等の支援を行うこと。
- 十 「災害等防止措置命令」制度の運用に資するよう、国は、災害等の防止と森林管理の関係についての科学的知見の蓄積に努めること。
- 十一 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。なお、路網整備の方法によっては土砂災害を誘発する場合もあることから、特段の配慮をすること。
- 十二 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築すること。また、適正な森林管理の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獣被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再造林、保育を確実に実施する民間事業者が選定されるよう支援するとともに、森林法による伐採後の造林命令など他の制度との連携・強化を図ること。
- 十三 自伐林家や所有者から長期的に施業を任せている自伐型林業者等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つであることから、自伐林家等が実施する森林管理や森林資源の利用の取組等に対し、更なる支援を行うこと。
- 十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとすること。
- 右決議する。

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 30.4.19可決 参議院 5.16農林水産委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第46条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払い戻し

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務大臣が定める額の範囲内で、林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、その持分の全部又は一部を払い戻すことができることする。

二、信用基金の業務の追加

信用基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を行うことができることする。

三、債務の保証の対象者の拡大

信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額に係るもの上の限を、現行の1,000万円から3億円に引き上げることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、信用基金の業務の追加に係る規定は、森林経営管理法の施行の日から施行することとする。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 30.5.25可決 参議院 6.8農林水産委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、卸売市場法の一部改正

1 目的の改正

目的規定に、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めることとする。

2 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めることとする。

3 卸売市場の認定制度

農林水産大臣又は都道府県知事は、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件及び結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、卸売市場に関する基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定することとする。

4 助成

国は、二二口の食品等流通合理化事業に関する計画の認定を受けた中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、当該計画に従って行う当該中央卸売市場施設の整備に要する費用の10分の4以内を補助することができることとする。

二、食品流通構造改善促進法の一部改正

1 題名及び目的の改正

法律の題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改めるとともに、目的規定に、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化及び取引の適正化を図るための措置を講ずることを定めることとする。

2 食品等の流通の合理化のための措置

イ 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講すべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めることとする。

ロ 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができることとする。

3 食品等の取引の適正化のための措置

農林水産大臣は、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとする。

三、施行期日等

1 この法律は、一については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、二については、一部規定を除いて、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとする。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等

の流通構造の実現の観点から、改正後の卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととする。

【附帯決議】(30.6.14農林水産委員会議決)

卸売市場が生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保のための取組を進める中においても、その機能が引き続き十分に発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること。
- 二 各卸売市場における業務規程については、生産者や消費者にとって有益な取引環境を整備・確保する観点から、全ての取引参加者の意見を公平かつ十分に踏まえ、適切に策定されるようにするとともに、そのルールが適正に運用されるよう開設者に指導・助言すること。
- 三 高い公共性を有する卸売市場として、引き続き公正な取引及び価格形成が図られるよう、一部業者を偏重しないことを旨とする差別的取扱いの禁止をはじめとする遵守事項の全ての取引参加者による遵守を開設者に徹底させること。農林水産大臣又は都道府県知事は、認定に当たり、開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有することを厳格に審査するとともに、運営実態の把握を行い、開設者を適切に指導・助言すること。
- 四 各卸売市場における施設整備等に関し万全の対策を措置するとともに、指導等を通じて、卸売業者、仲卸業者等の適正な業務運営を確保すること。
- 五 全国の小規模な産地や小売店等にとって必要な卸売市場が、引き続き公共性を確保し機能を發揮できるよう、地方自治体と連携し万全の対策を措置するとともに、合理化等の取組を促すこと。
- 六 食品等の価格の合理的な形成を図るため、量販店等による優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等について、監視を強化・徹底し、不公正な取引方法があると思料する場合には速やかに公正取引委員会に通知する等適切な措置を講じること。
- 七 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしていることを前提に、生産者、流通業者、消費者等の意見や、食品等の取引の実態を踏まえて行うこと。

右決議する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 30.6.7可決 参議院 6.13経済産業委員会付託 6.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正を踏まえ、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るために、製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質を加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名の改正
題名を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。
- 二 目的の改正
法律の目的を、国際的に協力してオゾン層の保護を図るにあたり、気候に及ぼす潜在的な影響にも配慮するものとする。
- 三 特定物質代替物質の追加
製造等の規制の対象物質に、特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であって地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるもの）を追加する。

四 基本的事項等の公表

経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき特定物質代替物質の種類ごとの生産量及び消費量の基準限度を定めて公表するものとする。

五 特定物質代替物質の製造等の規制

特定物質代替物質を製造しようとする者は、製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとし、特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の規定に基づく輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年10月15日に採択された議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】(30.6.19経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 モントリオール議定書キガリ改正の下で定められたハイドロフルオロカーボン（HFC）（以下「代替フロン」という。）の削減計画に即した確実な削減を実施するため、「代替フロン」の製造事業者等による対応のみならず、機器の製造事業者やその最終消費者も含めた全般的な理解と協力を得るよう努めること。
- 二 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを証明するための制度を整備するとともに、この制度を活用できる環境の整備に努めること。
- 三 特定物質等の破壊量を生産量から控除する制度の実施については、我が国における特定物質等の過去の生産量及び使用量と市場に残された量（バンク）の膨大さから、今後地球温暖化係数（GWP）の低いフッ素系ガスの生産量がすべて相殺される事態になりかねず、本来の削減の目的に反するおそれがあることから、本来の目的である削減に資するよう慎重に検討し、運用すること。また、回収破壊量のダブルカウントの懸念、副生ガスなどの破壊による生産量水増しの懸念などについても考慮すること。
- 四 グリーン冷媒は、その評価に際しては、可燃性にとどまらず、人体及び環境への影響、分解後に拡散された場合の環境影響を客観的かつ多角的に評価するとともに、オゾン層保護及び地球温暖化防止のためにフロン類の中長期的な廃絶を目指して、更なる技術開発を支援すること。
- 五 特定物質等の生産量及び消費量は、可能な限り物質ごとに開示することとし、削減強化や自然冷媒転換に向けた幅広い議論を促すとともに、転換促進に向けた支援策を講ずること。
- 六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、フロン類の使用規制強化に向けて指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロンの中長期的な廃絶に向けた具体的な削減ロードマップを描くこと。
- 七 「代替フロン」削減のインセンティブ政策の結果、「代替フロン」の生産総量が中長期的に増加することのないよう、制度の運用に努めること。

右決議する。

古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第42号) (先議)

(参議院 30.4.2内閣委員会付託 4.6本会議可決 衆議院 4.17可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、古物営業の許可に関する規定の整備

1 許可単位の見直し

イ 古物営業の許可を、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改める。

- ロ 古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならない。
 - ハ 古物商又は古物市場主は、許可申請事項（主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならない。
- ニ ロ及びハの公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、ロ及びハの届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができる。
- ホ 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がその古物営業に関する法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又はその古物営業の許可を取り消し若しくはその古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ヘ 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関する法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 欠格事由の追加

- イ 刑法第235条に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。
- ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の規定による命令等を受けた者であって、当該命令等を受けた日から起算して3年を経過しないものを、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加する。

3 簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該古物商若しくは古物市場主の所在を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該古物商又は古物市場主から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

二、仮設店舗における営業の制限の緩和

- 1 古物商は、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ることができる。
- 2 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の仮設店舗に立ち入り、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2及び3並びに二の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第43号) (先議)

(参議院 30.4.2 農林水産委員会付託 4.6 本会議可決 衆議院 6.20 可決)

【要旨】

本法律案は、最近における都市農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

都市農地（生産緑地地区の区域内の農地をいう。以下同じ。）の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は特定都市農地貸付け（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）に規定する営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること等の要件を満たす貸付けをいう。以下同じ。）を行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ずることとする。

二、自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

1 事業計画の認定

イ 都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出して、その認定を受けることができるここととする。

ロ 市町村長は、イの認定の申請があった場合、その事業計画について、申請に係る耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものと認められること等の要件に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

2 認定都市農地の利用状況の報告

事業計画につき認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、毎年、認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、市町村長に報告しなければならないここととする。

3 認定の取消し等

イ 市町村長は、認定事業者が認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従つて耕作の事業を行っていないと認める場合等には、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告するここととする。

ロ 市町村長は、認定事業者がイの勧告に従わなかった場合等には、農業委員会の決定を経て、認定を取り消すことができることとする。

4 農地法の特例

認定事業計画に従つて認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第3条 第1項（農地の権利移動の制限）、第17条（法定更新）等の規定は、適用しないここととする。

5 報告徴収及び立入検査

市町村長は、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができるとともに、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況等について検査させることができることとする。

三、特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

1 地方公共団体及び農業協同組合以外の者であっても、都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨等を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものは、特定都市農地貸付けの用に供するため、都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けることができることとする。

2 特定農地貸付法の準用

特定都市農地貸付けについては、特定農地貸付法の承認の規定を準用することとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】(30.4.5農林水産委員会議決)

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に發揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようすること。
- 二 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 三 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあっせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 四 市民農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。また、農業体験農園についても、一層の振興を図ること。
- 五 都市農業の振興及び都市農地の保全については、関係省庁が連携を強化して取り組むこと。
- 六 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。
右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第44号) (先議)

(参議院 30.4.4国土交通委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.20可決)

【要旨】

本法律案は、最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 老朽木造建築物の建替え等によって市街地の安全性を向上させるため、防火地域・準防火地域内における延焼防止性能の高い建築物に対して建蔽率を緩和するほか、建築物の安全性を確保するため、建築物の維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲を拡大することとする。
- 二 既存建築ストックの用途の変更による有効活用を推進するため、小規模の戸建て住宅等を他の用途に変更する場合において、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とすることとする。
- 三 木造建築物の整備の推進に資するため、耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直すとともに、規制を受ける場合についても、耐火構造以外の構造を可能とすることとする。
- 四 建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大、既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言、大規模建築物の区画に関する規制の合理化、用途制限に係る特例許可手続の簡素化、老人ホーム等に係る容積率制限の合理化、防火地域及び準防火地域内の建築物に関

する規制の合理化、仮設興行場等の仮設建築物の存続期間の延長、既存建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものである。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第46号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 7.4厚生労働委員会付託 7.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

二 何人も、第一種施設（学校、病院、児童福祉施設その他の政令で定める施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎をいう。）、第二種施設（第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設をいう。）、喫煙目的施設及び旅客運送事業自動車等（以下、これらを合わせて「特定施設等」という。）においては、当該特定施設等の区分に応じて定める喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。第二種施設等の管理権原者は、厚生労働省令で定める基準に適合した室の場所を専ら喫煙ができる場所として定めることができ、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。

三 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に喫煙器具等を設置してはならず、20歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせてはならない。

四 既存特定飲食提供施設（この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食営業が行われる施設であって、一定の要件を満たすものをいう。）の管理権原者は、別に法律で定める日までの間、当該施設の屋内の全部又は一部の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる

- でき、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 五 第二種施設等の管理権原者は、当分の間、厚生労働省令で定める基準に適合した室を指定たばこ（たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。）のみの喫煙をすることができる場所として定めることができ、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 六 この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- 七 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (30.7.12厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二、飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すべく、速やかに検討すること。
- 三、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。
- 四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。
- 五、第二種施設等における喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の技術的基準については、本法の施行日までに喫煙専用室等を設置する事業者の負担に鑑み、早期に示すこと。その際、喫煙専用室等から流出した煙による受動喫煙が生じないよう、環境工学等の専門家を含めた適切な委員構成の検討会の下で最新の科学的知見に基づいた基準を定めること。また、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む中小事業者に対し、費用の助成や税制上の措置等の適切な支援策を講ずること。
- 六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができるよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。
- 七、喫煙可能な場所等に掲示する標識については、望まない受動喫煙を防止する観点から、外国人を含む全ての人にとって分かりやすい標識とすること。また、標識の内容、大きさ、掲示場所等について早期に示すこと。
- 八、保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の体制の更なる充実・強化に努めること。また、運用における手続の簡素化を図るとともに、管理権原者による適切な退出命令の发出など受動喫煙防止対策の実効性を確保すること。
- 九、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図るとともに、家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊娠婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。
- 十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするために、労使でしっかりと話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、管理権原者等が20歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。
- 十一、F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。
- 十二、個別の受動喫煙防止対策を実施する地方自治体と本法における喫煙・禁煙の区域等の違いで混乱が生じないよう、分かりやすい表示の徹底や、制度の広報・周知に取り組むとともに、地方自治体との情報共有・連携に努めること。
- 十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。

十四、本法施行後5年を経過した場合の検討規定を踏まえ、本法の施行状況や受動喫煙防止対策の実施状況について取りまとめを行い、適切に公表すること。
右決議する。

水道法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 30.7.5可決 参議院 7.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものである。

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 30.5.18可決 参議院 5.28農林水産委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 組合員の資格交替の円滑化等

- 1 土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）を貸借地の所有者から耕作又は養畜の業務を営む者へ交替する場合の農業委員会の承認を廃止し、申出によることとする。
- 2 農地中間管理機構が組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪を土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構以外の当事者についても資格得喪通知をしたものとみなすこととする。
- 3 土地改良区は、定款で定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者であって、事業参加資格を有しないものを、准組合員として土地改良区に加入させることができることとし、准組合員は、総会に出席して意見を述べることとする。
- 4 土地改良区は、准組合員が、組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して賦課徴収することとする。

二 土地改良施設の管理への参加

土地改良区は、定款で定めるところにより、地域住民を主たる構成員とする団体で土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを、施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができることとし、施設管理准組合員は、総会に出席して意見を述べることとする。

三 理事の資格要件の見直し

土地改良区（土地改良区連合を含む。五及び六において同じ。）の理事の定数の少なくとも5分の3は、原則として、組合員で、かつ、耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないこととする。

四 総代会制度の見直し

- 1 総代会の設置要件を組合員の数が100人を超える土地改良区とともに、総代の定数を30人以上で定款で定めることとする。
- 2 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の役員の選挙に準じて土地改良区が行うこととする。
- 3 総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することとする。
- 4 総代会において解散又は合併の決議があったときは、理事は、決議の内容を組合員に通知す

るとともに、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て総会の招集を請求したときは、総会を招集しなければならないこととする。

五 財務会計制度の見直し

- 1 土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として、組合員等以外の者でなければならないこととする。
- 2 土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、決算関係書類として、事業報告書、収支決算書及び財産目録のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類について、監事の意見書を添付して総会に提出するとともに、総会の承認後、都道府県知事等への提出及び公表を行うこととする。

六 利水調整規程の策定

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、総会の議決を経て、利水調整規程を定めることとする。

七 土地改良区連合の業務の拡充

2以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができることとする。

八 施行期日等

この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。ただし、この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、理事及び監事の要件に係る三及び五の1の規定は、施行日から起算して4年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないこととし、貸借対照表に係る五の2の規定は、施行日から起算して3年を経過した日以後に開始する事業年度から適用することとする。

【附帯決議】(30.5.31農林水産委員会議決)

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。
 - 二 財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行うこと。
 - 三 本法施行後5年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。
- 右決議する。

農薬取締法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 30.6.1可決 参議院 6.4農林水産委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農薬の登録事項の追加等

- 1 農薬の登録事項として、次に掲げる事項を追加することとする。
 - イ 農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等

- ロ 使用期限
 - ハ 使用に際して講ずべき被害防止方法
- ニ 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 2 農薬の登録の申請において、試験成績のうち農林水産省令で定めるものは、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験によるものでなければならぬものとする。
- 3 農薬の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。
- 4 農林水産大臣は、登録の申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

二、再評価等

- 1 農薬の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならないものとする。
- 2 再評価は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、当該農薬につき、その登録に係る一部の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとする。
- 4 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。
- 5 農薬の登録の有効期間を廃止することとする。

三、その他

- 1 情報の公表等
- イ 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するよう努めるものとする。
 - ロ 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、失効又は取消しがあったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するよう努めるものとする。
- 2 農業資材審議会
- 農林水産大臣は、農薬の登録をしようとするとき等には、農業資材審議会の意見を聴かなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一の1のロからニまでに係る規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(30.6.7農林水産委員会議決)

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させるとともに、人の健康や環境への影響を考慮し、安全かつ適正に使用していくことが不可欠である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 登録された農薬の再評価制度の実施に当たっては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないようにすること。

- 二 最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は隨時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようすること。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。
- 三 マイナー作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。
- 四 良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。
- 五 農薬の登録制度の見直しにおいて、農薬メーカーの負担にも配慮し、農業者への良質かつ低廉な農薬の提供を推進すること。
- 六 生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要となる試験成績の内容等を速やかに公表すること。
- 七 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請に鑑み、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。
また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則に鑑み、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。
- 八 安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするために、農林水産大臣及び都道府県知事は防除業者を含む農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。
- 九 非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと。
- 十 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護すること前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。右決議する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 5.28経済産業委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、エネルギーの使用の合理化の一層の促進を図るため、複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度を創設し、これらの認定を受けた者に対する定期の報告等についての特例を設けるとともに、エネルギーの使用の合理化に取り組むべき貨物の荷主の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中長期的な計画の提出頻度の軽減
毎年度提出が義務付けられているエネルギーの使用の合理化の中長期的な計画について、エネルギーの使用の合理化の取組が優良である事業者の提出頻度を軽減することができることする。
- 二 複数の事業者が一体的に行うエネルギーの使用の合理化の取組に係る認定制度の創設
産業及び業務、運輸の各部門において、一定の資本関係にある等の密接な関係を有する複数の事業者が一体的にエネルギーの使用の合理化の取組を推進することについて経済産業大臣等の認定を受けた場合、その管理を統括する事業者が当該複数の事業者を代表して定期の報告等を一体

的に行うこととする。

三 複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に係る認定制度の創設

- 1 産業及び業務、運輸の各部門において、複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画について経済産業大臣等の認定を受けた場合、各事業者は、定期の報告において、エネルギーの使用量のほか、当該認定に際して定めた算出の方法に基づいて複数の事業者間で分配したエネルギー使用量等を報告することとする。
- 2 経済産業大臣等は、複数の事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化を推進するために必要があると認めるとときは、事業者が連携して行うエネルギーの使用の合理化の状況に関する調査を行い、その結果を公表することとする。

四 貨物の荷主の範囲の拡大と準荷主の定義の新設

- 1 荷主に関する現行の規定を改め、貨物の所有権を問わず契約等で輸送の方法を実質的に決定する事業者を荷主と定義することとする。
- 2 貨物の受取日時等の指示を行うことができる荷受側を準荷主と定義し、準荷主は、荷主が実施する措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、当該指示を適切に行うよう努めなければならないこととする。

五 エネルギー管理士免状に関する事務

経済産業大臣は、エネルギー管理士免状に関する事務を指定試験機関に委託することができるのこととする。

六 罰則

複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度等の創設に伴い、所要の罰則を追加することとする。

七 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.6.5経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 これまでの省エネルギー施策全体の実施状況を分野別及びエネルギー源別等多角的に分析し、施策の評価を行い、その評価の結果を的確に施策へ反映するとともに、責任ある将来のエネルギー像を策定した上で、CO₂の削減を図ること。
- 二 連携省エネルギー計画の認定に当たっては、連携する事業者が全体として省エネルギーを推進するという制度の趣旨に鑑み、計画を慎重に検証し、個々の事業者の省エネルギーの努力を妨げるものではなく、かつ、連携による効果のある計画のみを認定すること。併せて、既存のプラットフォームや企業間をつなぐコンサルテーションの活用等により、企業間の連携を促進すること。
- 三 省エネルギーの取組を促進する観点から、地域コジェネを含む熱利用の効率化を推進すること。また、AIやIoT等最新のIT技術を活用した省エネルギー技術を施策に積極的に取り込むとともに、省エネルギー投資促進策の充実に努めること。併せて、省エネルギーに積極的な企業の周知等により、省エネルギーへの取組が企業価値向上につながる社会環境を醸成すること。
- 四 試験及び講習を委託する機関の指定、役員の認可に当たっては、役員の構成が公務員退職者に偏ることなく、多様な経験を有する人材がバランスよく選任されているかに配慮すること。
- 五 連携省エネルギー計画の認定制度や荷主規制の運用等については、基準の明確化と適正な運用に努め、中小事業者等の実情に十分配慮するとともに、中小事業者等の省エネルギー取組支援に引き続き取り組むこと。

右決議する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案(閣法第52号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 5.28国土交通委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 國土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地（相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地）の利用の円滑化等に関する基本的な方針を定め、これを公表しなければならないこととする。
- 二 地域福利増進事業（地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るための公園、広場等の整備に関する公共的事業）を実施するため、特定所有者不明土地（簡易な構造で小規模なもの）を除いて建築物が存在せず、現に利用されていない所有者不明土地）であって反対する権利者がいないものについては、都道府県知事の裁定により、一定期間（上限10年間）の土地等使用権の設定を可能とする制度を創設することとする。
- 三 特定所有者不明土地で反対する権利者がいないものについて、土地収用法の収用手続の合理化を行うこととし、収用委員会ではなく、都道府県知事の裁定により土地の収用又は使用ができることとする。
- 四 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、その探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用することができるることとする。
- 五 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者から土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、その探索に必要な限度でこれを提供するものとし、国及び地方公共団体以外の者に対し提供しようとするときは、あらかじめ、本人の同意を得なければならないこととする。
- 六 登記官は、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、土地の所有権の登記名義人に係る死亡事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地（所有権の登記名義人の死亡後に相続登記等がされていない土地であって、公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要があるもの）に該当し、かつ登記名義人の死亡後10年以上30年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨等を登記に付記することができるることとする。
- 七 地方公共団体の長等は、所有者不明土地の適切な管理を図るため、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理についての必要な処分の命令又は相続財産の管理人の選任の請求をすることができることとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(30.6.5国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 裁定主体である都道府県知事が地域福利増進事業者又は土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 現に所有者が不明となっている土地についての相続登記を促進するため、相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の相続登記を行おうとする場合において、所有者不明土地の相続人の負担軽減を図ること。

- 三 所有者不明土地の発生を抑制するためには相続登記の促進が必要であることから、市町村から登記官に登記名義人の死亡の情報が伝達されるなど、登記官がその死亡事実を把握することができるようにして、共同相続人に遺産分割の協議や相続登記を促す仕組みを検討すること。
- 四 財産管理制度の円滑な利用を図るため、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができる仕組みを検討すること。
- 五 本法に基づく制度が効果的かつ適切・円滑に運用されるよう、丁寧で分かりやすいガイドライン等の整備、説明会の開催などを通じて、地方公共団体や関係する専門家等に対し制度を周知するとともに、所有者探索に有効な方策の情報共有に努めること。
- 六 所有者不明土地の発生の抑制・解消に向けて、関係府省が一体となって土地に関する基本的な制度の在り方等について可能な限り早期に検討を行い、所要の措置を講ずるよう努めること。その際、土地の管理の放置を防ぐため、土地の所有権の放棄の在り方や使われないまま放置されている土地の管理等に係る新たな「受け皿」づくりについても検討すること。
- 右決議する。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 30.5.29可決 参議院 6.6国土交通委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定日本船舶（総トン数が500トン以上の船舶（以下「特定船舶」という。）のうち、日本船舶又は本邦の各港間若しくは港のみを航行する外国船舶に該当するもの）であって、我が国の排他的経済水域外において航行の用に供される特別特定日本船舶の船舶所有者は、有害物質一覧表を作成して国土交通大臣の確認を受けなければならないこととする。
- 二 特定船舶の再資源化解体（船舶の全部又は一部を製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体）を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、主務大臣（国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣）の許可を受けなければならないこととし、当該許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととする。
- 三 再資源化解体業者は、再資源化解体を目的として特定船舶の譲受け等を行おうとするときは、当該特定船舶の再資源化解体計画を作成して主務大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 四 特定日本船舶の船舶所有者は、再資源化解体を目的として当該特定日本船舶の譲渡し等を行おうとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととする。
- 五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認又は特定日本船舶の譲渡し等の承認等をする者として登録することとし、登録を受けた者（船級協会）がした確認又は承認等は、国土交通大臣が確認又は承認等をしたものとみなすこととする。
- 六 船舶所有者、再資源化解体業者等に対する所要の監督規定を設けることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第54号)（先議）

(参議院 30.5.28内閣委員会付託 6.1本会議可決 衆議院 6.19可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするために、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律の改正を行う。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 30.5.29可決 参議院 5.30法務委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 成年

年齢18歳をもって、成年とする。

二 婚姻適齢

1 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。

2 未成年者の婚姻についての父母の同意を定めた規定（第737条）を削除する。

3 未成年者の婚姻による成年擬制を定めた規定（第753条）を削除する。

三 養親となる者の年齢

20歳に達した者は、養子をすることができる。

四 施行期日

この法律は、原則として、平成34年4月1日から施行する。

五 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、未成年者喫煙禁止法等の関係法律の規定を整備する。

【附帯決議】(30.6.12法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。

一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後2年内に必要な措置を講ずること。

1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること。

2 消費者契約法第3条第1項第2号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。

3 特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、消費者委員会の提言を踏まえ、若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること、又は、同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な改正

を行うこと。

- 4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと。
 - 二 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法その他の業法における若年成人の被害防止を含む消費者保護のための規制につき、所管官庁による違反事業者に対する処分等の執行の強化を図ること。
 - 三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - 四 自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量共に充実させるという観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること。
 - 2 外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること。
 - 3 18歳、19歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること。
 - 4 教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること。
 - 5 行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備すること。
 - 五 18歳、19歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。
 - 1 成年年齢と養育費負担終期は運動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。
 - 2 現在の社会経済情勢に見合った養育費算定基準について、裁判所における調査研究に協力すること。
 - 3 18歳、19歳の若年者においても個々の成熟度合いや置かれた環境に違いがあることを踏まえ、これらの若年者の成長発達を支援するために（特に児童福祉法上の自立支援が後退するがないように）必要な措置を講ずること。
 - 六 18歳、19歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。
 - 七 消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体等の活動への支援を行い、成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること。
 - 八 成年年齢引下げに向けた環境整備に向けた施策が実効性のあるものとなるよう「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」のメンバー等において、弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること。
 - 九 若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずること。
 - 十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について隨時公表すること。
- 右決議する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第56号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置とし

て、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行おうとするものである。

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 6.25法務委員会付託 7.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 配偶者が、終身又は一定期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができる権利（配偶者居住権）を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができるとしている。
- 2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができる。
- 3 自筆証書遺言の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないこととする。
- 4 遺留分を侵害された者の権利の行使によって遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効するとされている現行法の規定を見直し、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。
- 5 被相続人の親族で相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を無償したことにより被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、相続の開始後、相続人に対して金銭の支払を請求することができる。

二 家事事件手続法の一部改正

預貯金債権の仮分割の仮処分について遺産分割前の保全処分の要件を緩和するとともに、民法において新設する特別の寄与の制度に関する手続規定を設ける。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の3については公布の日から起算して6月を経過した日、一の1については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.7.5法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方にについて検討すること。
- 二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。

- 三 配偶者居住権については、これまでにない新たな権利を創設することになることから、その制度の普及を図ることができるよう、配偶者居住権の財産評価を適切に行うことができる手法について、関係機関と連携しつつ、検討を行うこと。
- 四 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出された後、遺言書の存在が相続人、受遺者等に通知される仕組みを可及的速やかに構築すること。
- 五 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の信頼を高めるため、遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の適正な業務の遂行及び利便性の向上のための体制の整備に努めること。
- 六 今回の相続法制の見直しが国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、その周知徹底に努めること。
右決議する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 6.25法務委員会付託 7.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 遺言者は、法務局に、自筆証書による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる。
- 二 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。
- 三 一の申請及び二の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。
- 四 何人も、法務局に対し、次に掲げる遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）等について、その遺言書を保管している法務局の名称等（保管されていないときは、その旨）を証明する書面の交付を請求することができる。
 - 1 自己が相続人である被相続人の遺言書
 - 2 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書
- 五 四の1及び2に規定する者は、当該1及び2の遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができる。
- 六 四の1及び2に規定する者は、法務局に対し、当該1及び2の遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができる。
- 七 法務局は、五の閲覧をさせ又は六の書面を交付したときは、相続人等（五又は六の請求をした者を除く。）に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。
- 八 法務局に保管されている遺言書については、検認に係る民法の規定の適用を除外する。
- 九 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.7.5法務委員会議決)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(閣法第58号)と同一内容の附帯決議が行われている。

医療法及び医師法の一部を改正する法律案(閣法第60号)（先議）

(参議院 30.4.16厚生労働委員会付託 5.18本会議可決 衆議院 7.18可決)

【要旨】

本法律案は、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師少数区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験等を有するものであることの認定をすることができる。
- 二 医師少数区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院等の開設者は、地域医療の提供に影響を与える場合等を除き、一の認定を受けた臨床研修等修了医師に、これを管理させなければならない。
- 三 都道府県が医療計画において定めるものとされている事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項、医師の確保に関する事項、医師少数区域等の設定に関する事項等を追加する。
- 四 都道府県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。
- 五 都道府県は、対象区域ごとに関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 六 臨床研修病院の指定権限を都道府県知事に移譲するとともに、都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、医師少数区域における医師の数の状況に配慮した上で、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 七 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 八 都道府県知事は、病院の開設等の許可の申請があった場合において、構想区域における病床の数が、当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達している等と認めるときは、必要な手続を経た上で、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設等の許可を与えないことができる。
- 九 この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、四、七及び八は公布の日から、一、二及び六は平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】(30.5.17厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与える得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。
 - 二、地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けることができる医療に格差が生じないよう配慮し、医療従事者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要な対策を講ずること。
 - 三、病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解消に向けた対策を強力に推進するとともに、「医師の働き方改革に関する検討会」において取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の周知・徹底を図ること。
 - 四、大学病院の大半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないよう、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行うこと。
 - 五、医師が不足している地域においては看護師等の医療従事者も不足していることが多いと考えら

されることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。

- 六、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。
- 七、都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流入入の状況、昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。
- 八、都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、地域医療構想調整会議等の既存の会議と並立して非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を促すこと。
- 九、医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的な施策を検討し、実施すること。
- 十、医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと。
- 十一、地域における外来医療の需要は短期間で大きく変化し得ることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、6年を待たず都道府県が主体的に実施できるようにすること。
- 十二、離島や山間部等の、医師が不足している地域や病院へのアクセスに困難を伴う地域の医療においては、遠隔医療が大きな役割を果たすことから、遠隔医療に係る規制や仕組みの在り方について、安全・安心の確保を前提に検討を行うこと。
- 右決議する。

食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第61号)（先議）

(参議院 30.4.9厚生労働委員会付託 4.13本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び都道府県等は、食中毒患者等の広域にわたる発生等の防止のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。また、厚生労働大臣は、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができ、緊急を要する場合において、当該協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。
- 二 厚生労働大臣は、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者その他の政令で定める営業者にあっては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関する基準を定めるものとする。
- 三 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を要する成分等であって、厚生労働大臣が指定したものを含む食品を取り扱う営業者は、その食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、遅滞なく、都道府県知事等に届け出なければならない。
- 四 食品用器具又は容器包装には、政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、含有等が許容される量が厚生労働大臣が定める規格に定められていないものは、使用して

はならない。

五 営業者が、食品衛生法の規定等に違反し、又は違反するおそれがあるとしてその製造、販売等を行った食品等を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならない。

六 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、五は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.4.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、広域的な食中毒事案への対応に当たっては、感染症部局、農林水産部局を含めた関係機関の連携、運営、緊急時の対応、情報の共有・発信等の方法について指針を示すなど、広域連携協議会が効果的に機能するよう、必要な措置を講ずること。

二、HACCPに沿った衛生管理の制度化に向け、丁寧な情報提供及び周知の徹底を行うこと。特に、取り扱う食品の特性に応じた取組を実施することとなる営業者に関しては、早期にその対象事業者を明らかにするとともに、食品等営業者の多くが経営基盤の弱い中小事業者である実情に鑑み、十分な準備期間を設け、その取組に新たなコスト負担が生じることのないよう万全を期すとともに、HACCPに基づく衛生管理と同等の水準が確保されるよう十分な支援を行うこと。

三、いわゆる「健康食品」による健康被害の防止の観点から、製造工程管理による安全性確保の徹底等、製造段階における危害発生防止対策を強化するとともに、「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めること。また、テレビ等を通じた無店舗販売の増加の状況に鑑み、広告表示の在り方等を含め、適切な措置の検討を行うこと。さらに、健康被害を生じた消費者が医療機関を受診する際に、「健康食品」の使用の有無を確認する方策について、検討を行うこと。

四、食品用器具・容器包装におけるポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品健康影響評価を踏まえた規格基準を計画的に策定する等、法の円滑な施行に万全を期すこと。また、合成樹脂以外の材質についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえ、ポジティブルリスト化について検討すること。

五、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルゲン、消費期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

六、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に当たっては、都道府県等及び事業者の負担を考慮し、その申請・届出に当たり簡便な手続の仕組みを構築すること。

七、本法の円滑な実施のため、都道府県等における食品衛生行政の体制強化及び充実に努め、食品衛生監視員の人員の確保等を始めとした必要な措置を講ずること。

八、食品の安全を高める観点から、食品添加物の指定については、国際標準との整合性を考慮しつつ、国民の健康の保護を最優先に、科学的根拠に基づきリスク評価及びリスク管理を行うこと。また、遺伝子組換え食品に関しては、「遺伝子組換えでない」表示の要件の厳密化を図るとともに、ゲノム編集技術等、新たな育種技術を活用した食品の規制の在り方について検討すること。

右決議する。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 30.5.24可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行おうとするも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正

1 題名の改正

法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

2 施行期日の改正

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律は、一部を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

3 その他所要の改正を行う。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30. 6. 28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 TPPに対する国民の不安・懸念を払拭するため、引き続き、その内容及び経済効果について情報の提供に努めるとともに、国内対策に係る取組について周知を図ること。また、情報の提供等に当たっては分かりやすく整理して、丁寧に説明すること。
- 二 農林水産物の生産額への影響試算を含むTPPの経済効果分析については、他のTPP参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。
- 三 TPP協定附属書に規定する7年後の再協議においても、我が国の農林水産業が引き続き再生産が可能となることを基準として協議に臨み、我が国の国益に反するような合意は一切行わないこと。また、米国の参加を前提として設定された乳製品等の関税割当ての枠数量及び牛肉等のセーフガード発動基準数量については、TPP11協定の規定に基づき、必要な場合には適切に対応すること。
- 四 世界的に保護主義の台頭への懸念が強まる中、諸外国の活力を我が国の成長に取り込むとともに、自由かつ公正な貿易の推進・深化及び我が国の生産ネットワークの強化に資するため、広くアジア地域における経済連携協定の推進はもとより、多角的自由貿易体制の強化・再構築に向けて、世界第3位の経済大国として、積極的にリーダーシップを發揮すること。
- 五 米国との経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR）」においては、TPPの合意水準を上回る米国からの要求は断固として拒絶し、我が国の国益に反するような合意は決して行わないこと。

右決議する。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第63号)

(衆議院 30. 5. 31修正議決 参議院 6. 4厚生労働委員会付託 6. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を定めなければならない。
- 二 使用者は、過半数労働組合等との協定で定めるところにより、1箇月45時間及び1年360時間の限度時間を超えない時間に限り労働時間を延長して労働させることができる。当該協定により臨時に限度時間を超えて時間外労働等をさせる場合であっても、1箇月100時間未満であること等一定の要件を満たすものとしなければならない。これに違反した使用者には所要の罰則を科すものとする。
- 三 中小事業主に対する1箇月について60時間を超える時間外労働に対する通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金の支払義務の適用猶予に係る規定を廃止する。

- 四 使用者は、一定の労働者に対し年5日の年次有給休暇を時季指定し、与えなければならない。
- 五 職務の内容が明確で、年収が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る者（以下「対象労働者」という。）を使用者が本人の同意の下、健康確保措置等を講じ、労使委員会の決議等法令に定める手続を経て、高度の専門的知識を必要とする等の業務に就かせたときは、労働基準法第4章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用しない。
- 六 勤務間インターバルの努力義務の創設や、産業医・産業保健機能の強化等を行う。
- 七 短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者について、不合理な待遇や差別的取扱いの禁止等に係る規定を整備するとともに、通常の労働者との間の待遇の相違の内容、理由等を説明することを事業主に義務付けるほか、行政による裁判外紛争解決手続の整備等を行う。
- 八 この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。
- なお、衆議院において、五の対象労働者に係る同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とすること、国は中小企業における取組が円滑に進むよう関係者間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとすること、事業主が他の事業主との取引を行う場合において配慮をするよう努めなければならないこととして著しく短い期限の設定等を行わないことを追加すること等の修正が行われた。

【附帯決議】（30.6.28厚生労働委員会議決）

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、労働時間の基本原則は、労働基準法第32条に規定されている「1日8時間、週40時間以内」であって、その法定労働時間の枠内で働けば、労働基準法第1条が規定する「人たるに値する生活を営む」ことのできる労働条件が実現されることを再確認し、本法に基づく施策の推進と併せ、政府の雇用・労働政策の基本としてその達成に向けた努力を継続すること。
- 二、働き過ぎによる過労死等を防止するため、労使合意に基づいて法定労働時間を超えて仕事をすることができる時間外労働時間の上限については、時間外労働の上限規制が適用される業務だけでなく、適用猶予後の自動車の運転業務や建設事業等についても、時間外労働の原則的上限は月45時間、年360時間であり、労使は三六協定を締結するに際して全ての事業場がまずはその原則水準内に収める努力をすべきであること、休日労働は最小限に抑制すべきことについて指針に明記し、当該労使に周知徹底を図るとともに、とりわけ中小企業に対し、その達成に向けた労使の取組を政府として適切に支援すること。
- 三、労使が年720時間までの特例に係る協定を締結するに当たっては、それがあくまで通常予見できない等の臨時の事態への特例的な対応であるべきこと、安易な特例の活用は長時間労働の削減を目指す本法の趣旨に反するもので、具体的な事由を挙げず、単に「業務の都合上必要なとき」又は「業務上やむを得ないとき」と定めるなど恒常的な長時間労働を招くおそれがあるもの等については特例が認められないこと、特例に係る協定を締結する場合にも可能な限り原則水準に近い時間外労働時間とすべきであることを指針等で明確化し、周知徹底するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署において必要な助言指導を実施すること。
- 四、特例的延長の場合においては、時間外労働時間の設定次第では4週間で最大160時間までの時間外労働が可能であり、そのような短期に集中して時間外労働を行わせることは望ましくないことを周知徹底すること。
- 五、事業主は、特例の上限時間内であってもその雇用する労働者への安全配慮義務を負うこと、また、脳・心臓疾患の労災認定基準においては発症前1箇月間の時間外・休日労働がおおむね100時間超又は発症前2箇月間から6箇月間の月平均時間外・休日労働がおおむね80時間超の場合に業務と発症との関連性が強いと評価されることに留意するよう指針に定め、その徹底を図ること。
- 六、時間外労働時間の上限規制が5年間、適用猶予となる自動車運転業務、建設事業、医師については、その適用猶予期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ、推し進めること。
- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最

も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。

八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

九、改正労働基準法第140条第1項の遵守に向けた環境を整備するため、荷主の理解と協力を確保するための施策を強力に講ずるなど、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的な取組を速やかに推進すること。

十、医師の働き方改革については、応召義務等の特殊性を踏まえ、長時間労働等の勤務実態を十分考慮しつつ、地域における医療提供体制全体の在り方や医師一人一人の健康確保に関する視点を大切にしながら検討を進めること。

十一、教員の働き方改革については、教員の厳しい勤務実態や学校現場の特性を踏まえつつ、ICTやタイムカード等による勤務時間の客観的な把握等適正な勤務時間管理の徹底、労働安全衛生法に規定された衛生委員会の設置及び長時間勤務者に対する医師の面接指導など、長時間勤務の解消に向けた施策を推進すること。また、学校における三六協定の締結・届出等及び時間外労働の上限規制等の法令遵守の徹底を図ること。

十二、本法による長時間労働削減策の実行に併せ、事業主が個々の労働者の労働時間の状況の把握を徹底し、かつその適正な記録と保存、労働者の求めに応じた労働時間情報の開示を推奨することなど、実効性ある改善策を講じていくこと。

十三、本法において努力義務化された勤務間インターバル制度について、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効な制度であることに鑑み、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等、その導入促進に向けた具体的な支援策の展開を早急に実施するとともに、次回の見直しにおいて義務化を実現することも目指して、そのための具体的な実態調査及び研究等を行うこと。なお、1日当たりの休息時間を設定するに際しては、我が国における通勤時間の実態等を十分に考慮し、真に生活と仕事との両立が可能な実効性ある休息時間が確保されるよう、労使の取組を支援すること。

十四、年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務に関して、使用者は、時季指定を行うに当たっては、年休権を有する労働者から時季に関する意見を聴くこと、その際には時季に関する労働者の意思を尊重し、不当に権利を制限しないことを省令に規定すること。また、労働基準監督署は、違反に対して適切に監督指導を行うこと。

十五、時間外労働時間の上限規制の実効性を確保し、本法が目指す長時間労働の削減や過労死ゼロを実現するためには、三六協定の協議・締結・運用における適正な労使関係の確保が必要不可欠であることから、とりわけ過半数労働組合が存在しない事業場における過半数代表者の選出をめぐる現状の課題を踏まえ、「使用者の意向による選出」は手続違反に当たること、及び、使用者は過半数代表者がその業務を円滑に推進できるよう必要な配慮を行わなければならない旨を省令に具体的に規定し、監督指導を徹底すること。また、使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨の省令に基づき、その違反に対しては厳しく対処すること。

十六、裁量労働制の適用及び運用の適正化を図る上で、専門業務型においては過半数労働組合又は

- 過半数代表者、企画業務型においては労使委員会の適正な運用が必要不可欠であることから、前項の過半数代表の選出等の適正化に加え、労使委員会の委員を指名する過半数代表の選出についても同様の対策を検討し、具体策を講ずること。
- 十七、特に、中小企業・小規模事業者においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でない事業者が数多く存在することを考えられることを踏まえ、行政機関の対応に当たっては、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて必要な配慮を行うものとすること。
- 十八、裁量労働制については、今回発覚した平成25年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施すること。その上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るために制度改革案について検討を実施し、労働政策審議会における議論を行った上で早期に適正化策の実行を図ること。
- 十九、長時間労働の歯止めがないとの指摘を踏まえ、高度プロフェッショナル制度を導入するに当たっては、それが真に働く者の働きがいや自由で創造的な働き方につながる制度として運用され、かつそのような制度を自ら希望する労働者にのみ適用されなければならないことに留意し、この制度創設の趣旨にもとるような制度の誤用や濫用によって適用労働者の健康被害が引き起こされるような事態を決して許してはいけないことから、制度の趣旨に則った適正な運用について周知徹底するとともに、使用者による決議違反等に対しては厳正に対処すること。
- 二十、高度プロフェッショナル制度の適用労働者は、高度な専門職であり、使用者に対して強い交渉力を持つ者でなければならないという制度の趣旨に鑑み、政府は省令でその対象業務を定めるに当たっては対象業務を具体的かつ明確に限定列挙するとともに、法の趣旨を踏まえて、慎重かつ丁寧な議論を経て結論を得ること。労使委員会において対象業務を決議するに当たっても、要件に合致した業務が決議されるよう周知・指導を徹底するとともに、決議を受け付ける際にはその対象とされた業務が適用対象業務に該当するものであることを確認すること。
- 二十一、前項において届出が受け付けられた対象業務について、制度創設の趣旨に鑑み、使用者は始業・終業時間や深夜・休日労働など労働時間に関わる働き方についての業務命令や指示などを行ってはならないこと、及び実際の自由な働き方の裁量を奪うような成果や業務量の要求や納期・期限の設定などを行ってはならないことなどについて、省令で明確に規定し、監督指導を徹底すること。
- 二十二、高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件については、それが真に使用者に対して強い交渉力のある高度な専門職労働者にふさわしい待遇が保障される水準となるよう、労働政策審議会において真摯かつ丁寧な議論を行うこと。
- 二十三、高度プロフェッショナル制度を導入する全ての事業場に対して、労働基準監督署は立入調査を行い、法の趣旨に基づき、適用可否をきめ細かく確認し、必要な監督指導を行うこと。
- 二十四、今般の改正により新設される労働時間の状況の把握の義務化や、高度プロフェッショナル制度における健康管理時間の把握について、事業主による履行を徹底し、医師による面接指導の的確な実施等を通じ、労働者の健康が確保されるよう取り組むこと。
- 二十五、高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の健康確保を図るために、「健康管理時間」は客観的な方法による把握を原則とし、その適正な管理、記録、保存の在り方や、労働者等の求めに応じて開示する手続など、指針等で明確に示すとともに、労働基準監督署は、法定の健康確保措置の確実な実施に向けた監督指導を適切に行うこと。
- 二十六、高度プロフェッショナル制度適用労働者やその遺族などからの労災申請があった場合には、労働基準監督署は、当該労働者の労働時間の把握について徹底した調査を行う等、迅速かつ公正な対応を行うこと。
- 二十七、高度プロフェッショナル制度に関し、それが真に制度の適用を望む労働者にのみ適用されることを担保するためには、本人同意の手続の適正な運用が重要であることから、提供されるべ

き情報や書面での確認方法を含め、本人同意に係る手続の要件等について指針等において明確に規定するとともに、本人同意が適正に確保されることについて決議の届出の際に労働基準監督署において確認すること。また、使用者に対して、同意を得る際には不同意に対しても明確に決議した上で、同意の撤回を求めた労働者を速やかに制度から外すとともに、いかなる不利益取扱いもしてはならないことについて、周知徹底し、監督指導を徹底すること。

二十八、高度プロフェッショナル制度においても、使用者の労働者に対する安全配慮義務は課されることを踏まえ、労働基準監督署は、高度プロフェッショナル制度適用労働者の健康管理時間の把握・記録に関して、当該使用者に対して、適切な監督指導を行うこと。

二十九、高度プロフェッショナル制度を導入するに当たっての労使委員会における決議については、その制度創設の趣旨に鑑み、有効期間を定め、自動更新は認めないことを省令等において規定すること。加えて、本人同意については、対象労働者としての要件充足を適正に確認するためにも、短期の有期契約労働者においては労働契約の更新ごと、無期又は1年以上の労働契約においては1年ごとに合意内容の確認・更新が行われるべきであることを指針に規定し、監督指導を徹底すること。

三十、高度プロフェッショナル制度の具体的な実施の在り方については、多くの事項が省令に委任されていることから、委員会審査を通じて確認された立法趣旨や、本附帯決議の要請内容を十分に踏まえ、労働政策審議会における議論を速やかに開始し、省令等に委任されている一つ一つの事項について十分かつ丁寧な審議を行い、明確な規定を設定するとともに、対象事業主や労働者に対して十分な周知・啓発を行い、併せて監督指導する労働基準監督官等に対しても十分な教育・訓練を行うこと。

三十一、高度プロフェッショナル制度に関して、政府は、3年を目途に、適用対象者の健康管理時間の実態、労働者の意見、導入後の課題等について取りまとめを行い、本委員会に報告すること。

三十二、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の3法改正による同一労働同一賃金は、非正規雇用労働者の待遇改善によって実現すべきであり、各社の労使による合意なき通常の労働者の待遇引下げは、基本的に3法改正の趣旨に反するとともに、労働条件の不利益変更法理にも抵触する可能性がある旨を指針等において明らかにし、その内容を労使に対して丁寧に周知・説明を行うことについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十三、低待遇の通常の労働者に関する雇用管理区分を新設したり職務分離等を行ったりした場合でも、非正規雇用労働者と通常の労働者との不合理な待遇の禁止規定や差別的取扱いの禁止規定を回避することはできないものである旨を、指針等において明らかにすることについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十四、派遣労働者の待遇決定に関して以下の措置を講ずること。

- 1 派遣労働者の待遇決定は、派遣先に直接雇用される通常の労働者との均等・均衡が原則であって、労使協定による待遇改善方式は例外である旨を、派遣元事業主・派遣先の双方に対して丁寧に周知・説明を行うこと。
- 2 労使協定の記載事項の1つである「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に関して、同等以上の賃金の額の基礎となる「一般の労働者の平均的な賃金の額」は、政府が公式統計等によって定めることを原則とし、やむを得ずその他の統計を活用する場合であっても、「一般の労働者の平均的な賃金の額」を示すものとして適切な統計とすることについて、労働政策審議会において検討を行うこと。
- 3 労使協定における賃金の定めについては、対象派遣労働者に適用する就業規則等に記載すべきものである旨を周知徹底すること。
- 4 労使協定で定めた内容を行政が適正に把握するため、派遣元事業主が、労働者派遣法第23条第1項に基づく事業報告において、改正労働者派遣法第30条の4に定めている5つの労使協定記載事項を、それぞれ詳しく報告することとし、その内容を周知・徹底することについて、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十五、使用者が、非正規雇用労働者に通常の労働者との待遇差を説明するに当たっては、非正規雇用労働者が理解できるような説明となるよう、資料の活用を基本にその説明方法の在り方について、労働政策審議会において検討を行うこと。

三十六、「働き方改革」の目的、及び一億総活躍社会の実現に向けては、本法が定める均等・均衡待遇の実現による不合理な待遇差の解消とともに、不本意非正規雇用労働者の正社員化や無期転換の促進による雇用の安定及び待遇の改善が必要であることから、引き続き、厚生労働省が策定する「正社員転換・待遇改善実現プラン」等の実効性ある推進に注力すること。

三十七、労働契約法第18条の無期転換権を行使した労働者について、労働契約法による無期転換の状況等を踏まえ、必要な検討を加えること。

三十八、本委員会における審査を踏まえ、職場におけるパワーハラスメント等によって多くの労働者の健康被害が生じており、その規制・防止を行うことが喫緊の課題であるとの共通の認識に基づき、国際労働機関（ILO）において「労働の世界における暴力とハラスメント」の禁止に向けた新たな国際労働基準の策定が行われることや、既に国連人権機関等からセクシュアルハラスメント等の禁止の法制度化を要請されていることも念頭に、実効性ある規制を担保するための法整備やパワーハラスメント等の防止に関するガイドラインの策定に向けた検討を、労働政策審議会において早急に開始すること。また、厚生労働省の「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書を踏まえ、顧客や取引先からの著しい迷惑行為について、関係者の協力の下で更なる実態把握を行うとともに、その対応策について具体的に検討すること。

三十九、多様な就業形態で就労する労働者（副業・兼業・雇用類似の者を含む）を保護する観点から、長時間労働の抑制や社会・労働保険の適用・給付、労災認定など、必要な保護措置について専門的な検討を加え、所要の措置を講ずること。特に、副業・兼業の際の、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理の在り方等について、労働者の健康確保等にも配慮しつつ、検討を進めること。

四十、本法が目指す過労死ゼロ、長時間労働の削減、家庭生活と仕事との両立、及び女性の活躍などの働き方改革を実現するためには、法令の遵守を確保するための監督指導の徹底が必要不可欠であることから、労働基準監督官の増員を政府の優先事項として確保し、労働行政事務のシステム化を始め、労働基準監督署の体制強化を早急に図ること。また、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法の適正な運用には、待遇改善推進指導官、雇用環境改善・均等推進指導官や需給調整指導官等の機能強化も重要であり、そのための体制の充実・強化や関係部署の有機的な連携・協力体制の増強を確保すること。

四十一、多様な就業形態が増加する中で、経営者あるいは労働者自らが労働法制や各種ルールについて知ることは大変重要であることを踏まえ、ワーカルール教育の推進を図ること。

四十二、中小企業や小規模事業者において、時間外労働の上限規制が遵守できる環境を整えるために関係省庁が連携し、政府全体で中小企業の人材確保や取引条件等の改善に向けて適切な措置を講ずること。特に、中小企業庁とも協力して、働き方改革の推進を中小企業施策の1つの柱に位置付け、長時間労働につながる取引慣行の見直しを含めた業界改革につなげるよう取り組むこと。

四十三、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持等のため事業者が講ずるべき必要な措置について、働き方改革の実現には、職場環境の改善を図ることも重要な観点を踏まえ、労働者のニーズを把握しつつ、関係省令等の必要な見直しを検討すること。

四十四、働き方改革実行計画の中で取組テーマとして掲載されている、就職氷河期世代への対応、子育て・介護と仕事の両立、外国人人材の受入れについても重要な課題であることから、現状把握や今後の対応等については各関係省庁と連携して取り組み、必要な措置を講ずること。

四十五、全ての労働者の健康確保が適切に行われるよう、産業医等産業保健活動の専門職の育成や衛生委員会の活性化等を通じて、産業医・産業保健機能の強化を確実に推進すること。とりわけ、50人未満の小規模な事業場については、医師や保健師等産業保健活動の専門職の選任の促進、産業保健総合支援センターによる支援や研修等を通じた産業保健活動の担い手の確保を始め、産業保健機能の強化を図るために検討を行い、必要な措置を講ずるとともに、働き方改革推進支援セ

ンター等とも連携してきめ細かな支援を行うこと。併せて、当該事業場におけるストレスチェックの実施が効果的に促されるよう必要な支援を行うこと。

四十六、新技術・新商品等の研究開発業務に関し、現行制度で対象となっている範囲を超えた職種に拡大することのないよう、指導を徹底すること。また、新技術・新商品等の研究開発業務に従事する従業員に対しては、十分に手厚い健康確保措置を探るよう努めるものとすること。

四十七、働き方改革の実行の過渡期においては、いわゆる生活残業を行う従業員が生活困窮に陥ること、高度プロフェッショナル制度の運用の仕方が必ずしも適切ではないこと等の問題が生じる可能性があることから、本法施行後、労働時間等の実態についての調査を定期的に行い、現状を把握しつつ、働き方改革実行計画の必要な見直しを不断に行うこと。

右決議する。

特定複合観光施設区域整備法案(閣法第64号)

(衆議院 30.6.19可決 参議院 7.6内閣委員会付託 7.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定複合観光施設区域

- 1 國土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経て、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針等に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、その議会の議決等を経て、国土交通大臣の認定を申請することができる。同大臣は、基本方針に適合するものであること、その認定をすることによって認定区域整備計画の数が3を超えることとならないこと等の基準に適合すると認めるとときは、申請された区域整備計画の認定をすることができる。
- 3 國土交通大臣の認定設置運営事業者（区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者をいう。）等に対する報告の徵収、指示等に関する規定を設ける。

二、カジノ事業及びカジノ事業者等

- 1 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。
- 2 カジノ管理委員会は、1の免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、カジノ関連機器等、定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 3 カジノ事業者（認定設置運営事業者であって、1の免許を受けてカジノ事業を行うものをいう。）の主要株主等その他の関係者について、所要の規制を設ける。

三、カジノ施設への入場の制限

20歳未満の者、暴力団員等、入場料又は認定都道府県等入場料を納付しない者並びに本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日から起算して過去7日間における入場等回数が既に3回に達しているもの及び過去28日間における入場

等回数が既に10回に達しているものは、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

四、入場料及び認定都道府県等入場料

国は、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）に対し、3,000円の入場料を賦課するものとし、認定都道府県等は、3,000円の認定都道府県等入場料を賦課するものとする。

五、国庫納付金及び認定都道府県等納付金

カジノ事業者は、国庫納付金（カジノ行為粗収益の100分の15に相当する額及びカジノ管理委員会の経費のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なもの額としてカジノ管理委員会が定める額の合計額）及び認定都道府県等納付金（カジノ行為粗収益の100分の15に相当する額）を国に納付しなければならない。

六、カジノ管理委員会

- 1 内閣府の外局として、カジノ事業の監督に関する事務等をつかさどるカジノ管理委員会を置き、委員長及び委員4人をもって組織する。委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収、公務所等への照会等に関する規定を設ける。

七、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.7.19内閣委員会議決)

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、特定複合観光施設区域整備に係る基本方針の策定、区域整備計画の認定等の各段階において、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興並びに財政の改善の観点から十分な検討を行うこと。
- 二 政府は、特定複合観光施設区域に設置される中核施設の基準に関する政令を定めるに当たっては、各施設が設置運営事業等の公益性を確実に担保するものとなるよう留意すること。また、送客施設については、単なる観光案内所ではなく、全国各地の観光及び地域経済の振興に寄与するものとなるよう、適切な基準を設けること。
- 三 政府は、特定複合観光施設、とりわけカジノ施設の顧客の多くを日本人が占める可能性があることに鑑み、区域整備計画の認定、認定区域整備計画の実施の状況の評価に当たっては副次的の弊害の防止に配慮するとともに、外国から多くの観光客を呼び込むとの観点を重視すること。
- 四 政府は、本法施行後最初にされる区域整備計画の認定の日から起算して7年後の認定区域整備計画数の上限の見直しについて、特定複合観光施設区域の整備による経済効果及び周辺地域も含めた治安等への負の影響を検証した上で、慎重に検討すること。
- 五 区域整備計画を申請する都道府県等は、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めること。また、政府は、同計画の審査の際、特定複合観光施設区域の整備に対し、同計画を申請する都道府県等及び立地市町村等における住民の意見を反映させるために必要な措置が講じられていることを確認すること。
- 六 区域整備計画を申請する都道府県等は、実施方針の策定及び変更、民間事業者の選定、区域整備計画の作成等に関する事項を協議する都道府県等の協議会については、カジノ事業者に関係する者以外の意見を適切に反映すること。
- 七 国、都道府県等は、海外のカジノ事業者が民間事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保すること。
- 八 政府は、区域整備計画の申請の期間に関する政令を定めるに当たっては、各地方公共団体による申請を公平に受けられる期間とともに、同計画を認定したときは、国会に報告すること。
- 九 政府は、事業計画に関する国土交通省令を定めるに当たっては、設置運営事業等の公益性を確

- 実に担保するとの観点から、設置運営事業者等がカジノ事業の収益をカジノ施設以外の施設の設備投資等に確実に充てるよう必要な措置を講ずること。
- 十 政府は、設置運営事業等の廃止に関する国土交通省令を定めるに当たっては、当該廃止の是非の適切な判断に資するよう必要な措置を講ずること。
- 十一 政府は、カジノ事業に参入しようとする民間事業者等に対する背面調査の実施に当たっては、関係行政機関との十分な連携を図りつつ、厳格な調査を実施するとともに、カジノ事業者への免許付与後も継続的にモニタリングを実施することにより、反社会的勢力の排除を徹底し、カジノ事業に係る廉潔性の確保に万全を期すこと。
- 十二 政府は、カジノ施設利用約款の記載事項及びカジノ事業者が同約款の内容を顧客に提供する方法に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ施設内の秩序保持、不正行為の防止、依存防止対策等の観点を踏まえ、顧客によるカジノ施設の適切な利用の確保に資するものとなるよう留意すること。
- 十三 政府は、カジノ施設への入場回数制限並びに入場料及び認定都道府県等入場料とカジノ行為に対する依存との関連性について、カジノ事業者等の協力を得て検証し、必要に応じて、適切な対策を講ずること。
- 十四 政府は、カジノ行為の種類及び方法に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ事業の健全な運営を確保するとの観点から、十分な検討を行うこと。
- 十五 政府は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なカジノ行為に関する基準に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、ギャンブル等依存症に関する国内外の調査・研究の成果を反映させるよう努めること。
- 十六 政府は、依存防止規程に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、同規程に基づく依存防止措置が実効性のあるものとなるよう留意すること。また、カジノ事業者への免許付与後においては、依存防止規程の遵守についてカジノ事業者に徹底させるとともに、依存防止措置の実効性の検証を行い、必要な措置を講ずること。
- 十七 政府は、カジノ行為に係る依存症対策について、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、国内外の動向に留意しつつ、既存のギャンブル等に係る依存症対策に加え、予防から治療・社会復帰に至るまでの必要な対策を講ずること。
- 十八 政府は、特定金融業務に係る帳簿書類の作成・保存に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、当該業務の事後的な検証に資するものとなるよう留意すること。
- 十九 政府は、カジノ事業者による特定資金貸付業務がカジノ行為に対する依存を助長することのないよう、慎重な検討を行った上で預託金の額を定めること。また、多重債務等の問題が生じないよう、カジノ事業者に対し顧客の返済能力に関する調査を徹底させるとともに、貸付限度額の把握に努めること。
- 二十 政府は、特定資金貸付業務における取立て行為において顧客に電話等をしてはならない時間帯に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、過剰な取立て行為を防止する観点を踏まえ、十分な検討を行うこと。
- 二十一 政府は、マネー・ローンダーリング防止のために講じられるチップの他人への譲渡、カジノ行為区画外への持ち出しの禁止等の措置の実効性確保のため、犯罪収益移転防止規程に係る審査等を通じて、カジノ事業者による顧客管理措置を徹底させること。また、カジノ事業者が届け出た疑わしい取引に関する情報等について、集約、整理及び分析を徹底して行うこと。
- 二十二 政府は、一定額以上の現金取引の届出対象となる取引及び金額に関する政令や、チップの交付等に対する顧客の支払手段及び特定資金移動業務における金融機関に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、マネー・ローンダーリング対策に万全を期すとの観点から、十分な検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 二十三 政府は、カジノ事業及びカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制がカジノ行為に対する依存防止及び青少年の健全育成の観点から重要なものであることに鑑み、特定複合観光施設区域外で広告物の表示が禁止されない施設に関する政令を定めるに当たっては、当該施設を可能な限り

限定すること。

二十四 政府は、カジノ行為関連景品類の内容、経済的価値及び提供方法に係る基準に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ行為関連景品類の提供がカジノ施設の過度な利用を誘発することのないよう留意すること。

二十五 政府は、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止・制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施に万全を期すこと。

二十六 政府は、カジノ事業の健全な運営に重大な影響を及ぼすカジノ関連機器等の種別、用途及び機能に関するカジノ管理委員会規則を定めるに当たっては、カジノ業務に関する不正行為の防止に万全を期すとともに、不断の見直しを行い、必要な措置を講ずること。

二十七 政府は、カジノ管理委員会の事務体制の整備に当たっては、同委員会の公正性、中立性に疑惑を持たれることがないよう十分に留意しつつ、カジノ事業の監督を確実に行うことができるよう、必要な人材を確保すること。また、同委員会の職員が必要な能力を備えることができるよう必要な措置を講ずること。

二十八 カジノ管理委員会は、同委員会における審議について、透明性を確保するよう努めること。特に、本法において同委員会に委任された規則の策定については、その検討の経過を明らかにすること。

二十九 政府及び関係地方公共団体は、治安対策その他の弊害防止対策及びカジノ行為を含むギャンブル等依存症対策について、立地地方公共団体のみならず、周辺地方公共団体においても万全の対策を講ずること。このため、納付金や入场料による財源の活用を含め、財政的な措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

三十 政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと。

三十一 政府は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第2項に基づき本法の見直しを行うに当たっては、本法に基づく政令、省令及びカジノ管理委員会規則に定める事項について十分な検討を行った上で必要な措置を講ずるとともに、その結果を国会に報告すること。

右決議する。

災害救助法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 30.5.25可決 参議院 5.29災害対策特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市）の区域内において政令で定める程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、救助実施市の長が行うこととする。

二 一の指定は、内閣府令で定めるところにより、一の救助を行おうとする市の申請により行うこととする。

三 内閣総理大臣は、一の指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないこととともに、一の指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないこととする。

四 都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した政令で定める程度の災害に際し、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑

に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

五 救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとする。

六 国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担するものとする。

七 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこととともに、災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市の区分に応じて定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県又は救助実施市は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないこととする。

八 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 この法律は、平成31年4月1日から施行することとする。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第195回国会閣法第4号)

(衆議院 30.3.27可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、少額短期保険業者に関する特例措置の延長

平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を平成35年3月31日まで5年間延長する。

二、施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙人の公正な判断に資するため、公職の候補者の身分、職業又は経歴、その者の政党その他の団体への所属等に関し選挙人を誤認させることを意図した行為を禁止しようとするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する等の法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特例公債の発行が、必要とされる年度ごとに制定される法律に基づいて行われる必要があることに鑑み、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止するとともに、あわせて平成30年度における特例公債の発行に関する措置を定めるものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合

中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 30.4.16文教科学委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することを旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならない。

四、基本的施策

国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の必要な施策を講ずるものとする。

五、障害者文化芸術活動推進会議

政府は、関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.4.17文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。

二、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るために、著作権制度等について所要の検討を行うこと。

三、この法律で定める施策を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようにするとともに、その評価によって分断や差別が生ずることのないよう十分留意すること。

四、障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

右決議する。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 30.4.16文教科学委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要で

あることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

国際文化交流の祭典の実施の推進は、我が国に対する諸外国の理解の深化等を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多彩な祭典が実施されるようにすること等を旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

- 1 国は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 3 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。

四、基本的施策

- 1 国は、世界レベルの祭典及びこれをを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要な施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

五、国際文化交流の祭典推進会議

政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 30.6.7厚生労働委員会付託 6.29本会議否決)

【要旨】

本法律案は、業務上の優位性を利用し、又は消費者対応業務の遂行に関連して行われる労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動により当該労働者の職場環境が害されることを防止するため、事業者の講すべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業者は、当該事業者又はその従業者等が業務上の優位性を利用して行う労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動であって業務上適正な範囲を超えるものが行われ、及び当該言動により当該労働者の職場環境が害されることのないよう、その従業者に対する周知及び啓発、当該言動に係る実態の把握、相談体制の整備、当該言動を受けた労働者等に係る迅速かつ適切な対応その他の必要な措置を講じなければならない。
- 二 事業者は、その労働者を消費者対応業務に従事させる場合、当該業務の遂行に関連して行われる当該労働者に業務上受忍すべき範囲を超えて精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動により、当該労働者の職場環境が害されることのないよう、当該業務の態様に応じ、当該労働者の職場において当該言動に適切に対処するために必要な体制及び相談体制の整備その他の必要

な措置を講じなければならない。

三 厚生労働大臣は、一及び二により事業者が講ずべき措置に関するものとし、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定めるものとする。一に係る指針を定めるに当たっては、一の言動を受けた労働者の利益の保護に特に配慮するものとする。

四 厚生労働大臣は、一及び二の措置の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、助言、指導又は勧告をすることができ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

五 政府は、一及び二の言動に関するものとするとともに、国は、一及び二により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な援助に努めるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の労働安全衛生法の施行の状況等を勘案し、他の者の言動により労働者の職場環境が害されることを防止するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。また、労働安全衛生法の適用を受けない国家公務員、船員等については、この法律の規定を踏まえ、必要な措置が講ぜられるものとする。

農地法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとすると場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等をすることができるようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 30.6.12政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.15本会議可決 衆議院
6.19可決)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするために、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送についての候補者が自ら政見を録音し又は録画する方式の導入

一、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。

1 推荐団体である政党その他の政治団体で次のア又はイに該当するものの推薦候補者

ア 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。

2 確認団体である政党その他の政治団体で1のア又はイに該当するものの所属候補者

二、候補者のうち一の1又は2に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、一の政見の放送のための録音又は録画を無料でできるものとする。

第二 施行期日等

一、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

【附帯決議】(30.6.13政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、政見放送が候補者及び政党の政策等を伝える重要な手段であることに鑑み、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 30.7.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 7.11本会議可決 衆議院 7.18可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、参議院議員の定数の改正

- 1 参議院議員の定数は248人（現行242人）とし、そのうち、100人（現行96人）を比例代表選出議員、148人（現行146人）を選挙区選出議員とする。
- 2 埼玉県選挙区の定数を8人（現行6人）とする。

二、参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

- 1 政党その他の政治団体は、特定枠として、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。
- 2 特定枠の候補者の有効投票は、当該候補者にかかる政党その他の政治団体の有効投票とみなす。
- 3 候補者の間における当選順位について、特定枠の候補者があるときは特定枠の候補者を上位とし名簿記載の順位のとおりに当選人とし、その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。
- 4 特定枠の候補者には、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会等は認めない。
- 5 投票所の掲示について、特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 二は、施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。
- 3 一は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

【附帯決議】(30.7.11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと。
- 二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入しようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 30.7.3厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講すべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 何人も、第一種施設（小学校、中学校、高等学校、病院、児童福祉施設等）においては、屋内及び屋外（病院等において入院患者の療養生活の質の維持向上等のために第一種施設での喫煙が必要やむを得ないと認める場合に限り設定する特定屋外喫煙場所を除く。）の場所で、第二種施設（大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設等）においては、屋内、位置指定場所（屋外の座席その他施設を利用する者の位置が定められている場所）及び屋外（特定屋外喫煙場所を除く。）の場所で、第三種施設（第一種施設、第二種施設及び喫煙場所の提供を主たる目的とする施設等の特定事業目的施設以外の施設）においては、屋内（二の指定喫煙専用場所等を除く。）の場所及び位置指定場所で、喫煙をしてはならない。
- 二 都道府県知事等は、屋内の一部の場所に、専ら喫煙をすることができる指定喫煙専用場所を有する第三種施設等を指定することができ、指定を受けた第三種施設等の管理権原者は、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- 三 この法律の施行の際現に存する第三種施設のうち、20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）が行われる施設として政令で定める施設であること、当該施設の面積が30平方メートル以下であること、当該施設の管理権原者等以外に従業者がいない又は当該施設において喫煙をすることができることについて当該施設の管理権原者等が全ての従業者の同意を得ていること等の要件を全て満たすものについては、当分の間、受動喫煙を防止するための措置の規定は、一部の規定を除き、適用しない。
- 四 都道府県知事等は、当分の間、屋内の一部の場所において加熱式たばこのみの喫煙をすることができる第三種施設等を指定することができる。
- 五 この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ギャンブル依存症対策基本法案(参第20号)

(参議院 30.7.2内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、ギャンブル依存症が、その患者の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる国際的に認められている疾患であるのみならず、その家族に深刻な影響を及ぼすとともに、重大な社会問題ともなっていることに鑑み、ギャンブル依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 30.7.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 7.11本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、参議院議員は、11ブロックの各選挙区において選挙することとし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、北海道選挙区10人、東北選挙区18人、北関東選挙区26人、南関東選挙

区30人、東京都選挙区26人、北陸信越選挙区14人、東海選挙区28人、近畿選挙区40人、中国選挙区14人、四国選挙区8人、九州選挙区28人とする。

二、参議院議員の選挙については、中央選挙管理会が管理する。

三、参議院議員の選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等について所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行し、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 30.7.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院議員の選挙について、その定数を増加させることなく選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の縮小を図るために、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の定数を減少させようとするものである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会がその内容に特定秘密以外の行政上の秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署がその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができることとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 30.7.6政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 30.7.9政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、その定数を増加することなく選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の縮小を図るために、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を新たに設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 30.1.30可決 参議院 1.30東日本大震災復興特別委員会付託 2.1本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、支援決定期間の延長

平成30年2月22日までとなっている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間について、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、当該期間を平成33年3月31日まで延長する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 30.3.27可決 参議院 3.27法務委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を3年間延長し、平成33年3月31日までとするものである。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆第10号)

(衆議院 30.4.5可決 参議院 4.10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「避難住民に係る事務処理特例法」という。）第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

- 1 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定市町村であって平成27年国勢調査人口が平成22年国勢調査人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、平成22年国勢調査人口に、平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口及び同年国勢調査外国人人口の合計数で除して得た数を乗じて得た数を当該区域の人口とみなすことができる。

- 2 1の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成33年11月30日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、1と同様とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 30.4.12可決 参議院 4.16総務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起こすことができる期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改める。

二、平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、「20年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、25年度）」とする。

三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.4.17総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。右決議する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 30.4.12可決 参議院 5.10内閣委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

1 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固有的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務並びに政党その他の政治団体の努力

1 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、一に定める基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

2 政党その他の政治団体の努力

政党その他の政治団体は、一に定める基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

三、実態の調査及び情報の収集等

1 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（2及び7において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

四、啓発活動

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

五、環境整備

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

六、人材の育成等

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

七、法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（30.5.15内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法第5条（実態の調査及び情報の収集等）の規定に基づき、内閣府は、首長、閣僚、国会議員及び政党における女性の割合、議会における両立支援体制の状況、政党における女性候補者の状況、女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと。また、総務省は、地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行うこと。

二 本法第6条（啓発活動）の規定に基づき行われる啓発活動に資するよう、内閣府は、国内外の政治分野の男女共同参画の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

三 本法第7条（環境整備）の規定に基づき、内閣府は、国会及び地方議会における議員の両立支援体制等の環境整備に関する調査及び情報提供を行うこと。また、総務省は、地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行うこと。

四 本法第8条（人材の育成等）の規定に基づき、内閣府は、各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報等の資料の提供を行うこと。

また、総務省は、内閣府と連携して男女共同参画をテーマとする啓発活動を実施するとともに、各種研修や講演等の場において各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組の紹介を

行うこと。

右決議する。

ギャンブル等依存症対策基本法案(衆第20号)

(衆議院 30.5.25可決 参議院 7.2内閣委員会付託 7.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。
- 二、ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。
 - 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。
- 三、国は、二の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 四、ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（以下「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めなければならない。
- 五、国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する关心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 六、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。
- 七、政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 八、政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならず、内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。政府は、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 九、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 十、国及び地方公共団体は、教育の振興等、ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等、社会復帰の支援、民間団体の活動に対する支援、連携協力体制の整備、人材の確保等及び調査研究の推進等について、必要な施策を講ずるものとする。
- 十一、政府は、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 十二、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置き、本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長とし、内閣官房長官をもって充てる。本部は、基本計画の案の作成及び実施の推進、関係行政

機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価等に関する事務をつかさどる。

十三、本部は、基本計画の案を作成しようとする場合等には、あらかじめ、本部に置くギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の意見を聴かなければならない。関係者会議の委員は、20人以内で、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

十四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.7.5内閣委員会議決）

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したPDCAサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第7条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。
- 十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。
- 十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。
右決議する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆第24号)

（衆議院 30.5.24可決 参議院 5.30総務委員会付託 6.1本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民生活に必要不可欠である郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、基礎的な費用に充てるための交付金を交付するとともに、その費用を日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社の郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按(あん)分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係るものを、拠出金として、関連銀行及び関連保険会社から徴収する。
- 二、交付金の交付と拠出金の徴収に関する業務を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務に追加するとともに、機構の名称を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。
- 三、交付金の交付等に関する新法の規定については、新法の施行状況等を勘案し、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するために、郵便局ネットワークを維持する観点からの検討条項を設ける。
- 四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、交付金の交付及び拠出金の徴収の規定は、平成31年4月1日から適用する。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.13国土交通委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民生の安定に寄与するため、鉄道事業者がその資力のみによっては災害復旧事業を実行することが著しく困難であると認めるときのほか、鉄道の災害復旧事業が激甚災害等に係るものであること等一定の要件に該当するときは、補助金を交付することができるようとする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、鉄道の災害復旧事業について、激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること、復旧費用が被害を受けた鉄道路線の年間収入以上であること、被害を受けた鉄道路線が過去3年間赤字であること等のいずれの要件にも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができることする。
- 二 一の規定による補助を受けた鉄道事業者については、剰余金の配当を行う際の国土交通大臣の許可是不要とすることとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 五 一の規定は、鉄道事業者が平成28年4月1日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用することとする。

【附帯決議】(30.6.14国土交通委員会議決)

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害復旧事業に対する補助の適用に当たっては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、民間企業である鉄道事業者の立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。
- 二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うこと。また、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域全ての関係者の間で、真摯で建設的な協議が行われるよう、環境整備に努めること。
- 三 本法による制度の対象が経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑み、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。
- 四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの

減災・防災事業に万全を尽くすこと。

- 五 地域の一層の復興に向けて、地域の関係者及び鉄道事業者の連携・協働により、復旧した路線の利用促進を始めとする所要の取組がなされるよう、十分配慮すること。
右決議する。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進、ドーピングの検査における公平性及び透明性、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならないとともに、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。
- 二、国際競技大会等出場スポーツ選手及びその支援を行う者は、不正の目的をもって、スポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。
- 三、国は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 四、文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。
- 五、国は、ドーピング検査専門人材等の育成及び確保、国の行政機関及びドーピングの防止に関する機関等の間の情報共有等を図るために必要な施策を講ずる。
- 六、この法律は、平成30年10月1日から施行する。
- 七、政府は、この法律の施行後速やかに、ドーピングの防止のための対策についてドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第27号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例及び国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正
 - 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。
 - 2 平成32年に限り、海の日を7月23日（オリンピック開会式前日）に、体育の日を7月24日（同開会式当日）に、山の日を8月10日（同閉会式翌日）とする。
- 二、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正
ラグビーワールドカップ2019組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。
- 三、施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆第28号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める。
- 二、「公益財団法人日本体育協会」の表記を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。
- 三、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。
- 四、この法律は、平成35年1月1日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.6.12文教科学委員会議決)

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成21年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

本法においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

以上を踏まえ、政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るために、「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆第29号)

(衆議院 30.5.31可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改める。
- 二、スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とする。
- 三、この法律は、平成32年1月1日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第34号)

(衆議院 30.6.12可決 参議院 6.13環境委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めることとする。
- 二、法律の目的に、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加することとする。
- 三、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加することとする。
- 四、海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を明記することとする。
- 五、海岸漂着物対策は、マイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）の海洋環境への深刻な影響のおそれ等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制等による減量等が図られるよう十分配慮されたものでなければならないこととする。
- 六、事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならないこととする。
- 七、国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないこととする。
- 八、国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。
- 九、国は、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 十、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(30.6.14環境委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
- 一、諸外国における法規制の導入事例も踏まえ、マイクロビーズやレジ袋を含むプラスチック類に関する施策の在り方を予防的アプローチにより不断に見直し、廃プラスチック類の削減を推進すること。特に、マイクロビーズについては、輸入製品への取組も含め、できるだけ使用抑制に向けた検討を行うとともに、その他のマイクロプラスチックについては、環境中への漏出を防ぐため、その実態を把握し、3 Rの推進と適正処理の確保を図ること。
 - 二、マイクロプラスチックの分布実態に関する調査については、海域のみでなく、河川、湖沼等の公共の水域も広く調査対象に加えた上で実施し、その結果の速やかな公表に努めること。
 - 三、現在懸念されているマイクロプラスチックの人の健康及び生態系への影響についての科学的解明を早急に進めるとともに、得られた成果を分かりやすく情報提供するなど、国民や事業者などのリスクコミュニケーションを推進すること。
 - 四、マイクロプラスチックの実態調査結果並びに人の健康及び生態系への影響の科学的解明の成果に基づき、廃プラスチック類の発生抑制に向け、法的措置も含めた抜本的対策を検討し、必要な措置を講ずること。

五、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制のための海岸漂着物対策については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携をとりながら、長期的に取り組む課題であり、政府は、現行の財政支援措置の維持・拡充に努めること。

六、海洋ごみの発生抑制を進めるに当たっては、事業者や国民の取組が極めて重要であることに鑑み、その取組に資する情報提供を始め、消費者教育や環境教育等を徹底すること。また、事業者や国民が海洋ごみの発生抑制を考慮した製品等の選択が可能となるよう、拡大生産者責任の観点も踏まえ、製品への表示の在り方について検討するほか、使い捨てプラスチックの代替品に関する研究・技術開発・試験的運用を早急に進めること。

七、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の国際的な枠組みについては、引き続き、我が国がリーダーシップを執って構築を進めること。また、海洋へのプラスチックごみの大量流出が懸念されている東アジア及び東南アジア地域に対する取組として、国においても、関係国に対して実効性のある発生抑制対策を講ずるよう要請するとともに、廃棄物・リサイクル対策の改善に向けた支援を引き続き実施し、発生抑制を進めること。

右決議する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(衆第44号)

(衆議院 30.7.10可決 参議院 7.12沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.18本会議可決)
【要旨】

本法律案は、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域の振興に関する施策の実施の状況に鑑み、共同経済活動の進展も踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るために、特別の措置を講ずべき施策として特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を追加するとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共同経済活動

1 定義の追加等

- ① 共同経済活動とは、「平成28年12月16日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動」をいう。
- ② 特定共同経済活動とは、「共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が定める共同経済活動」をいう。

2 特定経済活動の円滑な実施のための環境整備

国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するため必要な北方領土隣接地域の環境の整備に努めるものとする。

3 振興計画に定める事項の追加

振興計画に定める事項に、「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項」を追加するものとする。

二、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しに関する規定の追加

北海道が北方領土隣接地域振興等基金を取り崩す場合には、取崩し後の北方領土隣接地域振興等基金の額の5分の4に相当する額をその財源に充てるため国から交付を受けた補助金の額とみなすものとする。

三、財政上の配慮等に関する規定の見直し

国は、この法律の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

五、検討

政府は、新法の施行状況を勘案し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための交付金に関する制度の整備その他必要な財政上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(30.7.13沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、北方4島における共同経済活動について、その実現に向けた取組が北方領土問題の解決に資するものであることを確認するとともに、平和条約問題に関する日露双方の法的立場を害さない形で行われることを必ず確保すること。
- 二、主務大臣による特定共同経済活動の指定について、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとなるよう、同地域を始めとした地元の要望や元島民の意見を十分踏まえること。
- 三、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な環境整備に係る事業について、北方領土隣接地域において実施されるものとすること。
- 四、北方領土隣接地域振興等基金の取崩しについて、地域振興等の推進に向けた事業の必要性や緊急性を踏まえるとともに、同基金の安定的な運営を考慮して行われるよう努めること。
- 五、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する融資事業に関し、元島民等融資対象の方々の生活の実情や要望を踏まえた上で、その運用の在り方について不断の見直しを行うよう努めること。
- 六、北方領土隣接地域の実情を十分に勘案しつつ、同地域における経済・産業の活性化と住民生活の安定が持続可能なものとなるよう、各種振興策の更なる充実強化を図るとともに、そのために必要な財源の確保に努めること。
- 七、北方領土問題の解決に向けて、学校教育における北方領土教育を始めとする次世代の担い手の育成、政府及び関係団体等との間の連携強化等、国民的な運動の更なる強化のための取組を進めること。

右決議する。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第45号)

(衆議院 30.7.10可決 参議院 7.12沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、融資対象者の拡大

1 生前承継

- ① 配偶者等のうち元島民等の生計維持を行っている者の中から複数人指定することができるものとする。
- ② 元島民等の生計維持を行っている者として指定された者以外に介護等により元島民等の生活の安定を図っている者がいる場合は、その主たる者を指定することができるものとする。
- ③ 対象者となる親族の範囲を拡大し、元島民等の配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者とする。

2 死後承継

死後承継についても、1の生前承継と同様に、融資対象者を拡大する。

二、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

三、その他所要の規定の整理

既に生前承継の指定を行っていた者が施行期日から3年を経過する日までの間新たな承継者を

指定することができることとする等、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】(30.7.13沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆法第44号)と同一内容の附帯決議が行われている。

平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第46号)

(衆議院 30.7.19可決 参議院 7.19災害対策特別委員会付託 7.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成30年特定災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成30年特定災害関連義援金を使用することができるようするため、平成30年特定災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 平成30年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 2 平成30年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

二 平成30年特定災害関連義援金の定義

この法律において「平成30年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉(しゃ)する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

- 1 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害
- 2 平成30年7月豪雨による災害

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成30年特定災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

予 算

平成二十九年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十九年度特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 30.1.30可決 参議院 1.30予算委員会付託 2.1本会議可決)

【概要】

平成29年9月の衆議院解散表明時に、安倍総理大臣は、我が国最大の課題である少子高齢化の克服のため「人づくり革命」と「生産性革命」を推進することを訴え、同年12月、政府はこの2つの革命を柱とする「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめた。「新しい経済政策パッケージ」では、少子高齢化の克服に向け、幼児教育の無償化、高等教育の無償化及び企業の賃上げ・設備投資の促進等を実施することとしている。

平成二十九年度補正予算は、平成29年12月22日に閣議決定され、一般会計歳出において生産性革命・人づくり革命の一部実行分のほか、災害復旧等・防災・減災事業等について措置を講ずるとともに、同歳入において前年度剩余金の受入及び公債金の増額等を行った。

歳出については、生産性革命・人づくり革命4,822億円、災害復旧等・防災・減災事業1兆2,567億円、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3,465億円、その他喫緊の課題等への対応6,219億円等を追加する一方、既定経費1兆2,416億円が減額された(うち国債費の減額1兆98億円)。歳入では、公債金1兆1,848億円(すべて4条公債)、前年度剩余金受入3,743億円等が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は1兆6,548億円となり、これを加えた平成二十九年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに99兆1,095億円となった。

平成二十九年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 生産性革命・人づくり革命	4,822	1. 公債金	11,848
2. 災害復旧等・防災・減災事業	12,567	2. 税外収入	956
3. 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策	3,465	3. 前年度剩余金受入	3,743
4. その他喫緊の課題等への対応	6,219		
小計	27,073		
5. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,891		
追加額計	28,964		
6. 既定経費の減額	▲ 12,416		
修正減少計	▲ 12,416		
合 計 (A)	16,548	合 計	16,548
当初予算額(B)	974,547		974,547
補正後予算額(A)+(B)	991,095		991,095

平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算

(衆議院 30.2.28可決 参議院 2.28予算委員会付託 3.28本会議可決)

【概要】

平成29年の日本経済は、有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下など雇用環境の改善が続く一方、賃金の上昇は伸び悩み、個人消費は力強さを欠く状況にある。

今後、我が国の少子高齢化はさらに進展することが予測されるとともに、総人口はすでに減少期に入っています。我が国が成長を続けていく上で生産性の向上は重要な課題となっている。このようなかん中、政府は、我が国最大の課題と位置づける少子高齢化を克服するため「人づくり革命」と「生産性革命」の2つの改革を推進する「新しい経済政策パッケージ」を発表した。このうち「人づくり革命」では、社会保障制度を子育て世代への投資を含め全世代型に拡充するとしたが、この財源には、31年10月に予定される8%から10%への消費税率引上げに伴う増収分の一部を充てることが予定されている。従来財政赤字の削減に充てる分の財源が少子化対策などに振り向かれることが予定されている。これまで財政健全化の目標としてきた32年度(2020)年度までの基礎的財政収支の黒字化の達成は困難となった。

こうした状況の中、平成三十年度予算は、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への投資・研究開発・イノベーションの促進など重要政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する等の方針の下に編成され、29年12月22日に閣議決定された。

平成三十年度一般会計予算の規模は97兆7,128億円（対前年度当初予算比0.3%増）で当初予算としては過去最大となった。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が58兆8,958億円（同0.9%増）、地方交付税交付金等が15兆5,150億円（同0.3%減）、国債費が23兆3,020億円（同1.0%減）となった。一般歳出については、「経済・財政再生計画」（27年6月30日閣議決定）において28年度から30年度まで（集中改革期間）の実質的増加を1.6兆円程度とする目安を踏まえ、前年度比5,300億円程度の増加に抑制された。国債費は、過去に高金利で発行した国債の借換えが進むこと等により利払費が8兆9,978億円（同1.5%減）に減少した。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は32兆9,732億円（同1.5%増）となった。高齢化等に伴う増加額は、「経済・財政再生計画」において28年度から30年度の増加を1.5兆円程度とされていることから、概算要求の6,343億円から5,000億円の範囲内に圧縮された。

防衛関係費は5兆1,911億円（同1.3%増）となり、6年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は4兆9,388億円（同0.8%増）となり、中期防に沿って周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃等への対応等に重点化が図られる。新規後年度負担は、将来における予算の硬直化を招きかねないことから、総額を抑制しつつ2兆1,164億円（同0.6%減）が計上された。

公共事業関係費は5兆9,789億円（同0.04%増）と前年度比微増となった。防災・減災対策や生産性を高める事業などへ重点化が図られる。豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策として道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保に3,494億円（同5.5%増）などが計上されたほか、生産性向上に資するインフラ整備として三大都市圏環状道路等の物流強化に2,283億円（同4.6%増）などが計上された。そのほか、圏央道、東海環状等については、財政投融資で1.5兆円を措置する。

文教及び科学振興費は5兆3,646億円（同0.1%増）と前年度から増額となった。人づくり革命に係る施策として、幼児教育の段階的無償化に330億円（同6.8%増）などが計上された。科学技術振興費については1兆3,159億円（同0.9%増）が計上され、生産性革命に係る施策として、科学技術イノベーションを目的とした官民研究開発投資拡大プログラムに100億円などが計上された。

地方交付税交付金等は15兆5,150億円（同0.3%減）と前年度から減少した。なお、リーマン・ショック後の地方経済の悪化等を踏まえた緊急景気対策として特例的に上積みされる「歳出特別枠」は、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で廃止となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される交付金等は、地方交付税の法定率分等が増加した一方、一般会計等における加算措置及び交付税特別会計剩余金の活用等が減少したことにより16兆1,629億円（同1.8%減）に減少した。

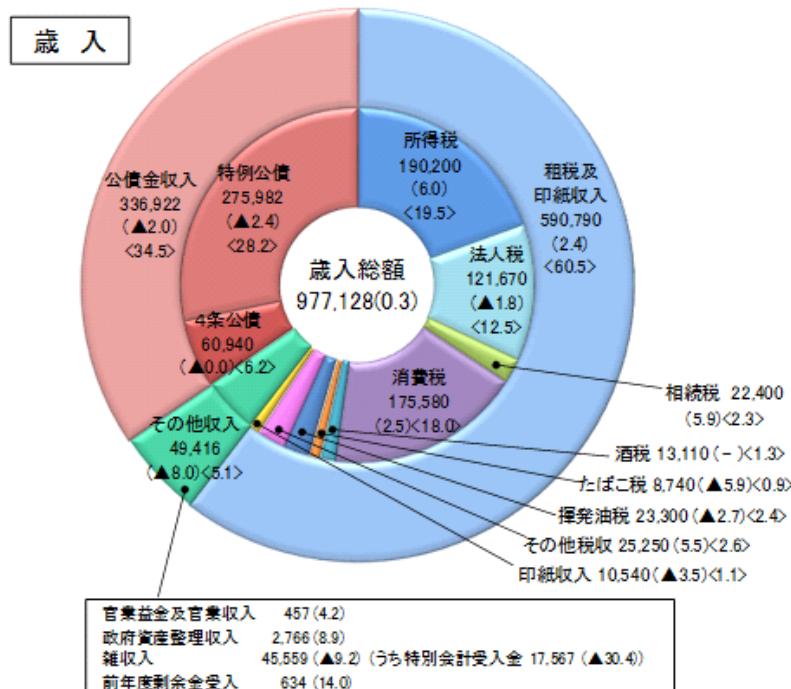
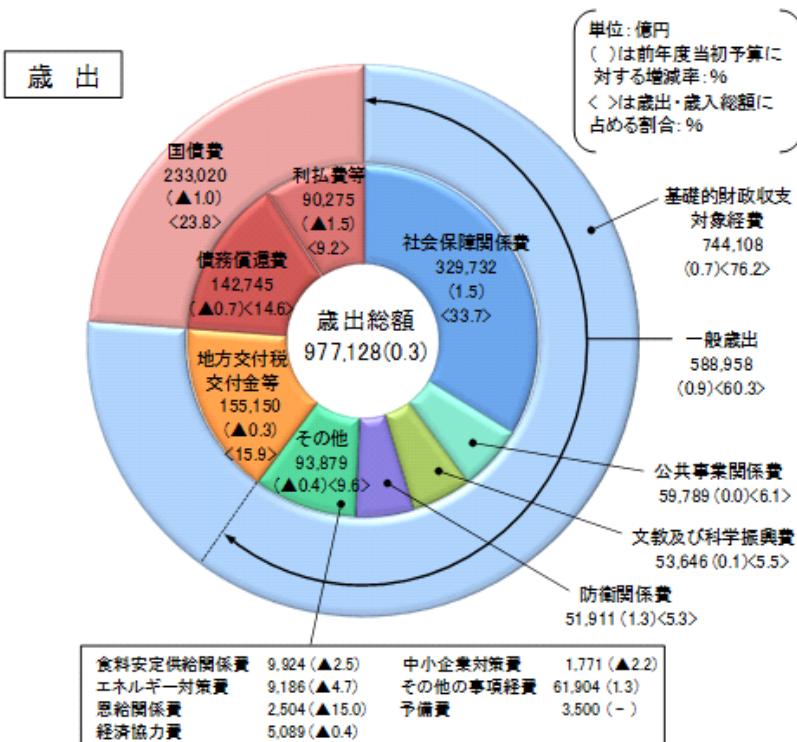
歳入予算については、租税及印紙収入は59兆790億円（同2.4%増）となり、当初予算の税収見積りが59兆円を超えるのは平成5年度以来25年ぶりとなった。

公債金は33兆6,922億円（同2.0%減）で8年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆940億円（同0.05%減）、特例公債が27兆5,982億円（同2.4%減）である。公債依存度は34.5%となり、前年度当初予算に比べ0.8ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）は4,846億円増加（同0.7%増）となり前年度から増加したもの、一般会計ベースの基礎的財政収支は景気回復に伴う税収の増加で4,511億円改善し、マイナス10兆3,902億円となった。

また、SNAベースの30年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス16.4兆円（対GDP比マイナス2.9%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,107兆円（対GDP比196%）と見込まれている。

平成三十年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣條第1号)

(衆議院 30.3.29承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.25本会議承認)

【要旨】

この条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものであり、2013年（平成25年）6月にマラケシュで開催された外交会議において採択され、2016年（平成28年）9月30日に発効した。

この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約の適用上、「著作物」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第2条（1）に規定する文学的及び美術的著作物であって文字、記号又は関連する図解の形式によるものをいう。
- 二、この条約の適用上、「利用しやすい様式の複製物」とは、受益者に著作物を利用する機会を与える代替的な方法又は形式による当該著作物の複製物をいう。利用しやすい様式の複製物は、専ら受益者によって利用されるものであり、また、受益者のニーズを十分に考慮した上で、原著作物の完全性を尊重するものでなければならない。
- 三、この条約の適用上、「権限を与えられた機関」とは、政府により、受益者に対して教育、教育訓練、障害に適応した読字又は情報を利用する機会を非営利で提供する権限を与えられ、又は提供することを認められた機関をいう。
- 四、受益者は、(a) 盲人である者、(b) 視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、(c) 身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者、のいずれかに該当する者である。
- 五、締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。
- 六、締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができるることを定める。
- 七、締約国の国内法令は、受益者等又は権限を与えられた機関が著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。
- 八、締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。
- 九、締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。
- 十、世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣條第2号)

(衆議院 30.3.29承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.25本会議承認)

【要旨】

この条約は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等に

について定めるものであり、2009年（平成21年）5月に国際海事機関（IMO）の主催により香港で開催された国際会議において採択された。この条約は、前文、本文21箇条、末文、1の附属書及び付録から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、船舶の再資源化により生ずる災害、負傷その他の人の健康及び環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去するため、並びに船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて船舶の安全並びに人の健康及び環境の保護を強化するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する。
- 二、この条約は、締約国を旗国とする船舶又は締約国の権限の下で運行している船舶及び締約国の管轄の下で運営されている船舶の再資源化施設について適用する。
- 三、締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運行している船舶、及び自国の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる。
- 四、締約国は、自国を旗国とする船舶若しくは自国の権限の下で運航している船舶又は自国の港等にある船舶において、付録1に掲げる有害物質を含んでいる装置等の設置及び使用を禁止し、又は制限するものとし、これらの船舶が付録1の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる。
- 五、締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運行している船舶であって検査及び証明の対象となるものが、附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。
- 六、この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、有害物質の目録に関する国際証書又は再資源化の準備の完了に関する国際証書を船舶内に備えていることの確認等の監督を受けることがある。
- 七、監督を行う締約国は、船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、当該船舶に警告を与え、又は当該船舶を抑留し、退去させ、若しくは自国の港から排除するための措置をとることができる。
- 八、締約国は、自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設であってこの条約が適用される船舶等を再資源化するものが、附属書に定める規則に従って許可を与えられることを確保する。
- 九、船舶の再資源化は、この条約に従って許可を与えられていること等の全ての要件を満たす船舶の再資源化施設においてのみ行う。
- 十、この条約上の義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、船舶については違反が行われた場所のいかんを問わず主管庁の法令において、船舶の再資源化施設については当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において定める。
- 十一、締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約上の義務の違反は、当該締約国の法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、当該締約国の法令において定める。
- 十二、この条約は、15以上の国であって、その商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の40パーセントに相当する商船船腹量以上となり、かつ、そのそれぞれの過去10年間における最大の年間船舶再資源化量の合計が総トン数でこれらの国の商船船腹量の合計の3パーセントに相当する船舶再資源化量以上となるものが、この条約を締結した日の後24箇月で、効力を生ずる。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣第3号)

(衆議院 30.6.7承認 参議院 6.18外交防衛委員会付託 6.29本会議承認)

【要旨】

この改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボンを、1987年（昭和62年）9月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「議定書」という。）の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。この改正は、2016年

(平成28年) 10月にルワンダのキガリで開催された議定書の締約国第28回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、2019年(平成31年)1月1日以降、ハイドロフルオロカーボンの生産量及び消費量が基準値を超えないことを確保する。
- 二、締約国は、非締約国とのハイドロフルオロカーボンの輸入及び輸出を禁止する。
- 三、締約国は、ハイドロフルオロカーボンであって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び実施する。
- 四、締約国は、ハイドロフルオロカーボンに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によって破壊された量、輸入量、輸出量等についての統計資料を事務局に提出する。
- 五、この改正は、2019年(平成31年)1月1日に効力を生ずる。ただし、前記二是、議定書の締約国である70以上の国又は地域的な経済統合のための機関によるこの改正の批准書、受諾書又は承認書の寄託を条件として、2033年(平成45年)1月1日に効力を生ずる。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求める件(閣條第4号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

経済のグローバル化に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、かつ、企業及び個人の海外取引及び海外資産の運用形態等が複雑化し、及び多様化している中、多国籍企業及び富裕層による課税逃れが課税の公平性の観点から大きな問題となっている。経済協力開発機構(O E C D)及びG 20においても、B E P S(税源浸食及び利益移転)プロジェクト等、国際的な脱税及び租税回避行為への対応が推進され、2015年(平成27年)10月に取りまとめられた同プロジェクトの最終報告書では、多国籍企業等による国際的な租税回避行為に対応するための様々な措置が勧告された。その一つとして、二国間の租税条約を一举に修正することによってB E P S防止措置のうち租税条約に関連するものを効率的に二国間の租税条約に反映させるための多数国間条約の策定が勧告された。その後、O E C D及びG 20によってその設置が承認されたこの条約の策定のための特別部会において交渉が進められ、2016年(平成28年)11月にこの条約が採択された。この条約は、前文、本文39箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、第2条に規定する全てのこの条約の適用対象となる租税条約(以下「対象租税協定」という。)を修正する。
- 二、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一定の要件を満たす場合には、一方の当事国の居住者の所得とみなす旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 三、対象租税協定の規定によって2以上の当事国の居住者に該当する者(双方居住者)で個人以外のものの振分けに関する規定を当該対象租税協定について適用する。
- 四、取引等の主要な目的が対象租税協定の特典を受けることである場合には当該対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。
- 五、契約の締結に関する一定の代理人を有する場合には、その代理人の存在をもって恒久的施設を有するものとする旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 六、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動に関する規定及び関連者間で細分化された事業活動はそれらを組み合わせて恒久的施設を認定する旨の規定を対象租税協定について適用する。
- 七、対象租税協定の規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てをすることができる旨及び権限のある当局が相手国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努める旨の規定を当該対象租税協定について適用する。
- 八、第6部に規定する仲裁を対象租税協定について適用することを選択することができる。相互協

議手続の申立てがされた事案について、一定の期間内に権限のある当局間の協議によって解決のための合意に達することができない事項については仲裁決定に基づいて解決する。

九、この条約には、この条約の規定によって明示的に認められている場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。また、留保については、署名の時又は批准書等の寄託の時に付する。

十、この条約は、5番目の批准書等が寄託された日に開始する3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。5番目の批准書等が寄託された後にこの条約を批准等する各署名国については、この条約は、当該署名国によって批准書等が寄託された日に開始する3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第5号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とリトアニアとの間で課税権を調整するものであり、2017年(平成29年)7月13日にビリニウスで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当及び利子に対する源泉地国における税率は、居住者である者で個人以外のものが受益者である場合には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第6号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とエストニアとの間で課税権を調整するものであり、2017年(平成29年)8月30日にタリンで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間の場合には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十一、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十二、この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第7号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約をロシアとの間で全面的に改正するものであり、2017年（平成29年）9月7日にウラジオストクで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、年金基金が受け取る場合には免税、一定の要件を満たす議決権割合15パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、不動産化体株式等から取得する配当の場合には15パーセントを、その他の場合には10パーセントをそれ超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

この条約は、1968年（昭和43年）に効力を生じた我が国とデンマークとの間の現行の租税条約を全面的に改正するものであり、2017年（平成29年）10月11日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間等の場合及び年金基金が受け取る場合には免税、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 30.4.19承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.18本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とアイスランドとの間で課税権を調整するものであり、2018年（平成30年）1月15日にレイキャビクで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の

一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合25パーセント以上の親子会社間等の場合及び年金基金が受け取る場合には免税とする。一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間等の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第10号)

(衆議院 30.4.17承認 参議院 5.9外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアルメニアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年（平成30年）2月にエレバンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇に関する最低基準を与える。
- 三、一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 五、附属書Iの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課される。附属書IIの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさ

ない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。

七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最惠国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。

九、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。

十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

十一、両締約国は、知的財産への十分かつ効果的な保護を与える。

十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に付託する。

十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規定する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

十四、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。
この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求める件(閣第11号)

(衆議院 30.5.18承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.13本会議承認)

【要旨】

2016年（平成28年）2月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国及びベトナムの12箇国により、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）が署名された。我が国は、2017年（平成29年）1月にTPP協定を締結したが、その後、同協定の効力発生のためにその締結が不可欠であるアメリカ合衆国が同協定からの離脱を表明した。これを受け、アメリカ合衆国を除くTPP協定署名11箇国において、同協定の内容を実現するための法的枠組みとしての協定の交渉が開始され、2018年（平成30年）3月8日にサンティアゴにおいて、これら11箇国により、この協定が署名された。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文並びに1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、TPP協定（第30・4条（加入）、第30・5条（効力発生）、第30・6条（脱退）及び第30・8条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意する。

二、締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締

約国は、これらの規定のうち1又は2以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。

三、この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも6又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずる。

四、締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。

五、国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生の日の後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができる。

六、締約国は、TPP協定第27・2条（委員会の任務）の規定を適用するほか、同協定の効力発生が差し迫っている場合又は同協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

七、この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。

八、前記一に基づきこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すTPP協定の規定のうち、前記二に基づき適用を停止する特定の規定は、次のとおりである。

- 1 第5章（税関当局及び貿易円滑化）のうち、少額急送貨物に関する規定の一部
- 2 第9章（投資）のうち、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）関連規定の一部
- 3 第10章（国境を越えるサービスの貿易）のうち、急送便サービスに関する附属書の一部
- 4 第11章（金融サービス）のうち、金融サービス最低基準待遇関連規定の一部等
- 5 第13章（電気通信）のうち、電気通信紛争解決に関する規定の一部
- 6 第15章（政府調達）のうち、政府調達に参加するための条件及び政府調達に関してこの協定の効力発生の後に行う追加的な交渉に関する規定の一部
- 7 第18章（知的財産）のうち、知的財産の内国民待遇、特許対象事項、審査遅延に基づく特許期間延長、医薬承認審査に基づく特許期間延長、一般医薬品データ保護、生物製剤データ保護、著作権等の保護期間、技術的保護手段、権利管理情報、衛星・ケーブル信号の保護及びインターネット・サービス・プロバイダに関する規定及び附属書の全部又は一部
- 8 第20章（環境）のうち、保存及び貿易に関する規定の一部
- 9 第26章（透明性及び腐敗行為の防止）のうち、医薬品・医療機器に関する透明性に関する附属書の一部
- 10 附属書II（投資・国境を越えるサービスの貿易に関する留保）のうち、ブルネイの留保表の一部
- 11 附属書IV（国有企业等に関する留保）のうち、マレーシアの留保表の一部

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 30.3.23承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,168億円、事業支出が7,128億円で、事業収支差金は40億円となる。この事業収支差金は、全額を4K・8K設備等の建設費に使用する。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることで、6,995億円を確保する。

二、事業計画

平成30年度は、3か年経営計画の初年度として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多彩で質の高いコンテンツの充実、積極的な国際発信による日本と国際社会の相互理解の促進、放送・サービスを通じた地域社会への貢献、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、創造的で効率的な経営の推進、時代にふさわしい働き方ができる組織への改革、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,291億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,424億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の黒字を確保し、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるしながら、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施することを求め、また、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うことを強く求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果していくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(30.3.29総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不斷に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場

合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

四、協会は、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な労務管理、業務・組織の見直し等を徹底的に行うことにより、長時間労働による被害を二度と起こさぬよう全力で取り組むとともに、その取組状況等を協会内外に広く丁寧に周知すること。

五、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすとともに、その取組状況等を国民・視聴者に丁寧に説明すること。

六、協会は、平成29年12月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となって取り組むとともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、その運営が受信料によって支えられており、国民・視聴者に適切に利益を還元していくことの重要性に鑑み、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、協会の収支構造及び受信料体系の在り方について、不断の見直しを行うこと。

また、国民・視聴者に対するサービスの低下や職員の負担の増大を招かないよう配慮しつつ、より効率的な体制の確立に向けた取組を推進するとともに、放送センターの建替については、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程はもとより、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に係る取引、放送センターの建替基本計画の遂行状況等について、議事録を適切に作成・管理するとともに、情報の開示・説明を十分に行うことにより、国民・視聴者に対する説明責任を果たすこと。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表することにより、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、政府及び協会は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務の在り方について、国民・視聴者や民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。

また、協会は、当該検討に当たっては、協会の業務に対する国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図り、広く情報提供を行うとともに、インターネット常時同時配信等の通信分野における協会の在り方について、できるだけ明確かつ具体的にその将来像を示すよう努めること。

十、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十一、協会は、本院からの要請に基づく平成29年3月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十二、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を見据えた4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を

図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十五、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から7月26日までの間に使用を決定した金額は2,476億円で、その内訳は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費420億円、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費346億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費340億円などである。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から29年2月27日までの間に使用を決定した金額は319億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費256億円、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費23億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費11億円などである。

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 30.5.18承諾 参議院 6.6決算委員会付託 6.13本会議承諾)

【要旨】

平成29年2月24日から3月28日までの間に決定した経費増額総額は174億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までに使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

決算その他

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書

(衆議院 繼続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

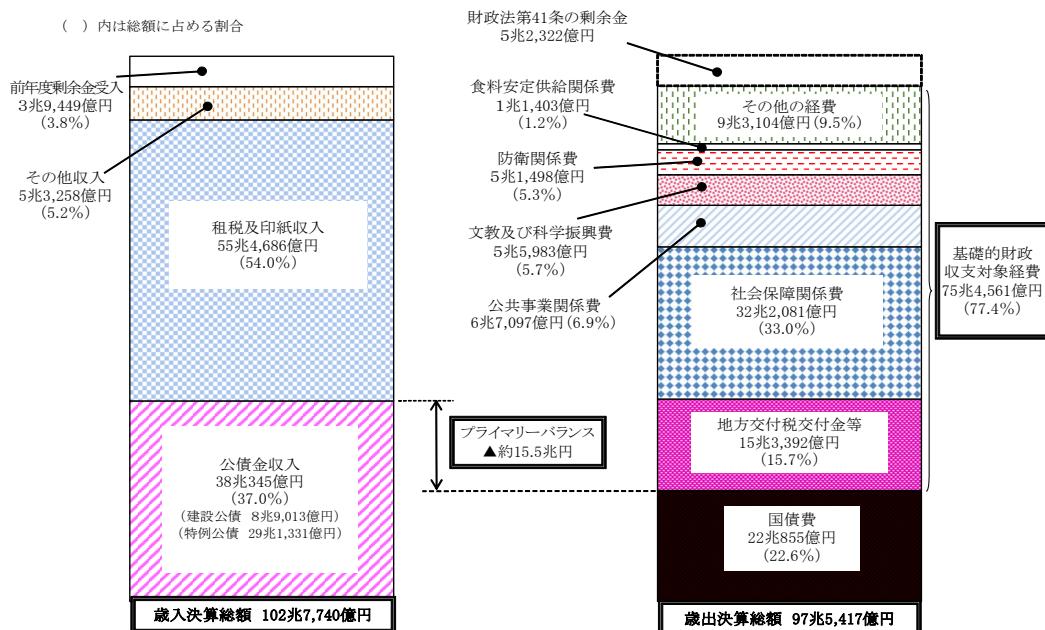
平成二十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆7,740億円、歳出決算額は97兆5,417億円であり、差引き5兆2,322億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、平成29年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は3,782億円である。

平成二十八年度特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は410兆1,617億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は395兆3,607億円である。

平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は72兆356億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円であるため、差引き1兆2,899億円の残余を生じた。

平成二十八年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆650億円、支出済額を合計した支出決算額は9,068億円である。

〈平成二十八年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成28年度決算の説明」より作成

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における28年度中の国有財産の差引純増加額は9,097億円、28年度末現在額は106兆79億円である。

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第195回国会 29.12.4決算委員会付託 30.6.27本会議是認)

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における28年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は242億円、28年度末現在額は1兆806億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 30.6.14議決 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 30.6.6総務委員会付託 30.6.8本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成28年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成28年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆915億円、負債合計は3,680億円、純資産合計は7,235億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,019億円、経常事業支出は6,885億円となっており、経常事業収支差金は133億円となっている。

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 30.7.20本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参議院における行政監視機能の強化を図るため、必要な規定の整備を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一 行政監視委員会の委員の増員等

行政監視委員会について、その委員の数を35人（現行30人）とするとともに、行政監視にはこれに基づく勧告を含むこととする。

二 行政監視委員会の議院への報告

行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年1回、その実施の状況等（勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。）を議院に報告するものとする。

三 施行期日等

1 この規則は、平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

2 所要の経過措置を定める。